

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会

第16回会議付属資料

指定金融機関等の指定について

現 況				新 市
西 条 市	東 予 市	丹 原 町	小 松 町	
<p>【指定金融機関】 (株) 伊予銀行</p> <p>【指定代理金融機関】 (株) 愛媛銀行 西条支店、氷見支店、飯岡支店 西条市農業協同組合</p> <p>【収納代理金融機関】 (株) 百十四銀行 西条支店 (株) 香川銀行 西条支店 (株) 広島銀行 伊予西条支店 東予信用金庫 西条支店、喜多川支店 四国労働金庫 西条支店 日本郵政公社</p>	<p>【指定金融機関】 周桑農業協同組合</p> <p>【指定代理金融機関】 (株) 伊予銀行 壬生川支店、三芳支店 (株) 愛媛銀行 壬生川支店 (株) 広島銀行 東予支店 愛媛信用金庫 壬生川支店</p> <p>【収納代理金融機関】 日本郵政公社</p>	<p>【指定金融機関】 周桑農業協同組合</p> <p>【指定代理金融機関】 (株) 伊予銀行 (株) 愛媛銀行 愛媛信用金庫</p> <p>【収納代理金融機関】 日本郵政公社</p>	<p>【指定金融機関】 (株) 伊予銀行</p> <p>【指定代理金融機関】 なし</p> <p>【収納代理金融機関】 (株) 愛媛銀行 東予信用金庫 周桑農業協同組合 日本郵政公社</p>	<p>【指定金融機関】 (株) 伊予銀行</p> <p>【指定代理金融機関】 (株) 愛媛銀行 西条市農業協同組合 周桑農業協同組合</p> <p>【収納代理金融機関】 (株) 百十四銀行 (株) 香川銀行 (株) 広島銀行 愛媛信用金庫 東予信用金庫 四国労働金庫 日本郵政公社</p>

水道事業における出納取扱金融機関等の指定について

現 況				新 市
西 条 市	東 予 市	丹 原 町	小 松 町	
<p>【出納取扱金融機関】                      (株) 伊予銀行</p> <p>【収納取扱金融機関】                      (株) 愛媛銀行 西条支店、氷見支店、飯岡支店                      (株) 百十四銀行 西条支店                      (株) 香川銀行 西条支店                      (株) 広島銀行 伊予西条支店                      東予信用金庫 西条支店、喜多川支店                      四国労働金庫 西条支店                      西条市農業協同組合                      日本郵政公社</p>	<p>【出納取扱金融機関】                      周桑農業協同組合</p> <p>【収納取扱金融機関】                      (株) 伊予銀行 壬生川支店、三芳支店                      (株) 愛媛銀行 壬生川支店                      (株) 広島銀行 東予支店                      愛媛信用金庫 壬生川支店                      日本郵政公社</p>	<p>【出納取扱金融機関】                      周桑農業協同組合</p> <p>【収納取扱金融機関】                      (株) 伊予銀行                      (株) 愛媛銀行                      愛媛信用金庫                      日本郵政公社</p>	<p>【出納取扱金融機関】                      (株) 伊予銀行</p> <p>【収納取扱金融機関】                      (株) 愛媛銀行                      東予信用金庫                      周桑農業協同組合                      日本郵政公社</p>	<p>【出納取扱金融機関】                      (株) 愛媛銀行</p> <p>【収納取扱金融機関】                      (株) 伊予銀行                      (株) 百十四銀行                      (株) 香川銀行                      (株) 広島銀行                      愛媛信用金庫                      東予信用金庫                      四国労働金庫                      西条市農業協同組合                      周桑農業協同組合                      日本郵政公社</p>

病院事業における出納取扱金融機関等の指定について		
現	況	新 市
周 桑 病 院 企 業 団		
<p>【出納取扱金融機関】  (株) 愛媛銀行</p> <p>【収納取扱金融機関】  (株) 伊予銀行  周桑農業協同組合</p>	<p>【出納取扱金融機関】  (株) 愛媛銀行</p> <p>【収納取扱金融機関】  (株) 伊予銀行  (株) 百十四銀行  (株) 香川銀行  (株) 広島銀行  愛媛信用金庫  東予信用金庫  四国労働金庫  西条市農業協同組合  周桑農業協同組合  日本郵政公社</p>	

## その他の事務事業関連法令等

### 地方自治法

(金融機関の指定)

#### 第235条

2 市町村は、政令の定めるところにより金融機関を指定して、市町村の公金の収納又は支払の事務を取り扱わせることができる。

### 地方自治法施行令

(指定金融機関等)

#### 第168条

2 市町村は、地方自治法第235条第2項の規定により、議会の議決を経て、一の金融機関を指定して、当該市町村の公金の収納及び支払の事務を取り扱わせることができる。

3 普通地方公共団体の長は、必要があると認めるときは、指定金融機関をして、その取り扱う収納及び支払の事務の一部を、当該普通地方公共団体の長が指定する金融機関に取り扱わせることができる。

4 普通地方公共団体の長は、必要があると認めるときは、指定金融機関をして、その取り扱う収納の事務の一部を、当該普通地方公共団体の長が指定する金融機関に取り扱わせることができる。

### 地方公営企業法

(出納)

第27条 地方公営企業の業務に係る出納は、管理者が行う。ただし、管理者は、地方公営企業の業務の執行上必要がある場合においては、政令で定める金融機関で地方公共団体の長の同意を得て指定したものに、当該地方公営企業の業務に係る公金の出納事務の一部を取り扱わせることができる。

### 地方公営企業法施行令

(出納取扱金融機関等)

第22条の2 管理者は、法第27条ただし書の規定により金融機関に地方公営企業の業務に係る公金の出納事務の一部を取り扱わせる場合には、収納及び支払の事務の一部を取り扱わせ、又は収納の事務の一部を取り扱わせることができる。

2 前項の地方公営企業の業務に係る公金の収納及び支払の事務の一部を取り扱う金融機関を出納取扱金融機関と、同項の地方公営企業の業務に係る公金の収納の事務の一部を取り扱う金融機関を収納取扱金融機関という。

3 管理者は、出納取扱金融機関又は収納取扱金融機関を定め、又は変更した場合は、これを告示しなければならない。

## 先例地事例

〔かみうけな合併協議会〕

指定金融機関の取り扱いについては、松山市農業協同組合を、新町における指定金融機関とすることとする。

〔宇摩合併協議会〕

指定金融機関は、株式会社伊予銀行とする。

出納取扱金融機関(水道局関係)

・水道事業(現銅山川上水道企業団分)は、株式会社伊予銀行とする。

・工業用水道事業(現銅山川工業水道企業団分)は、株式会社愛媛銀行とする。

〔大洲喜多合併協議会〕

新市の指定金融機関等

・指定金融機関

株式会社伊予銀行

・指定代理金融機関

愛媛たいき農業協同組合

株式会社愛媛銀行

・収納代理金融機関

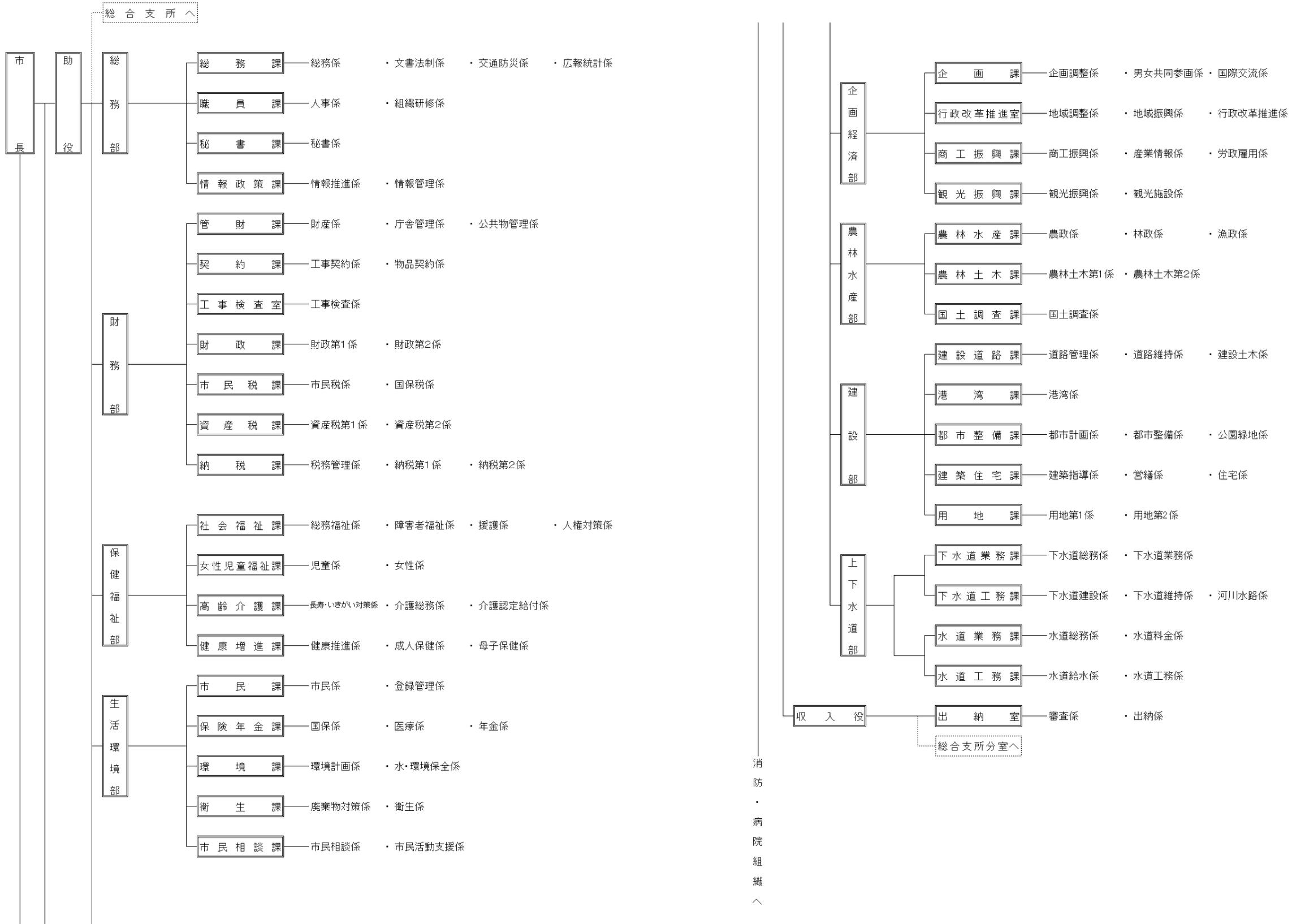
株式会社香川銀行大洲支店

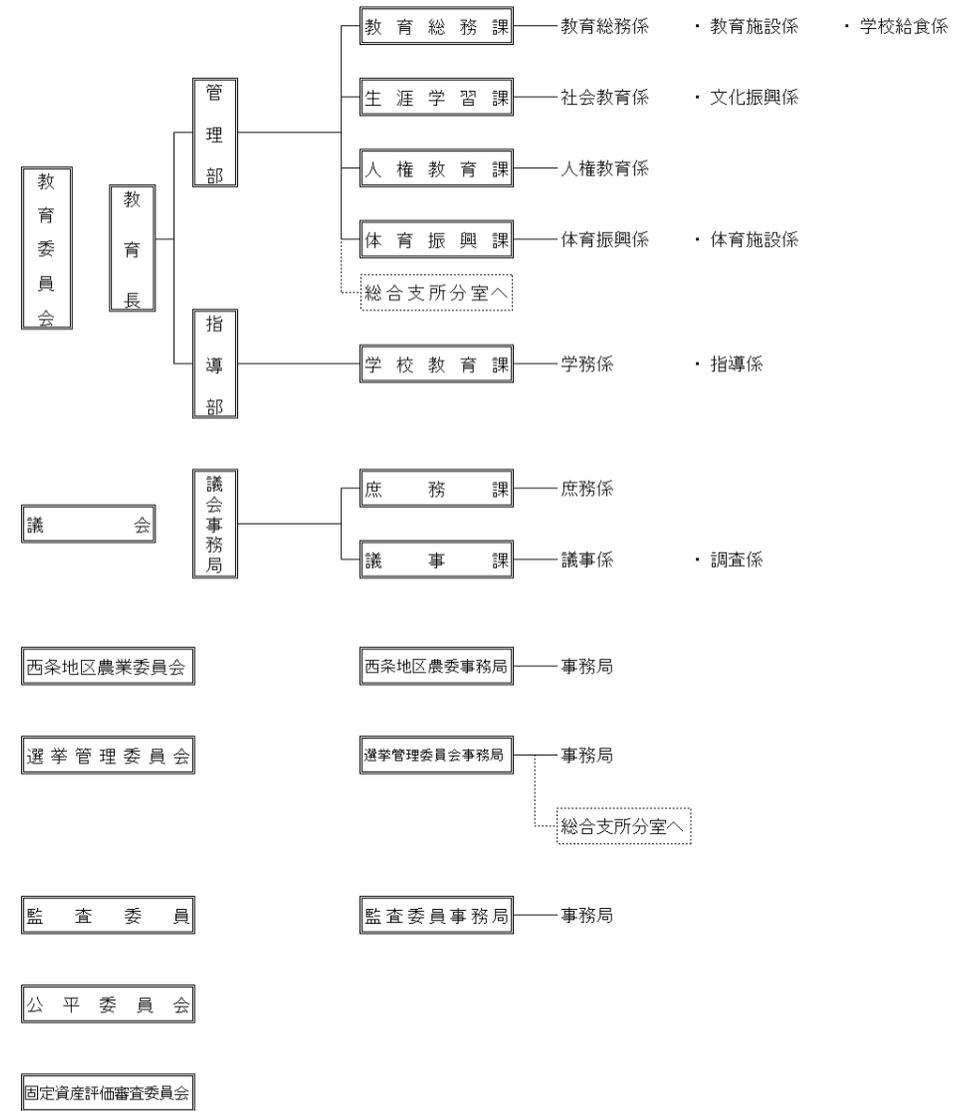
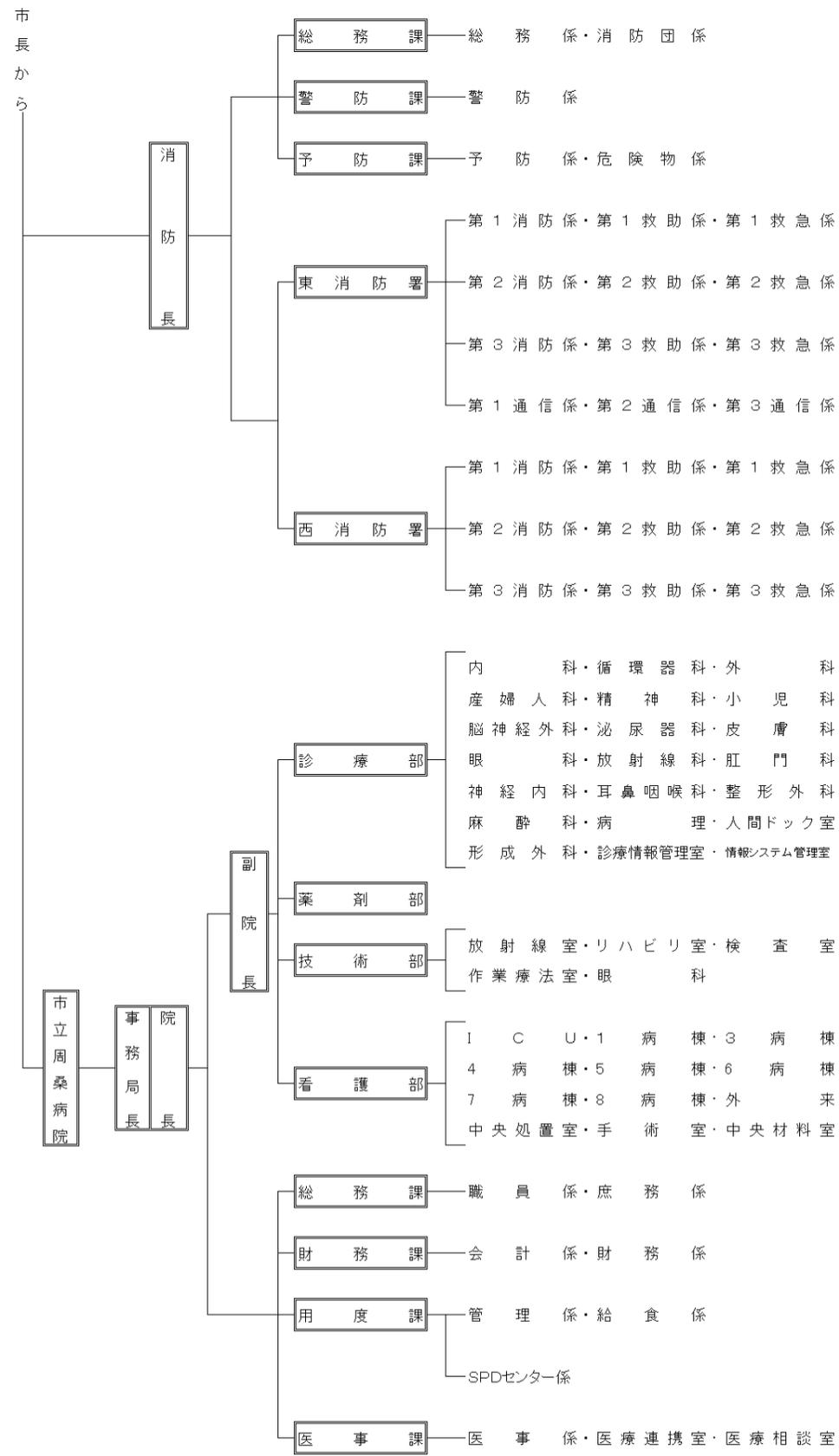
四国労働金庫大洲支店

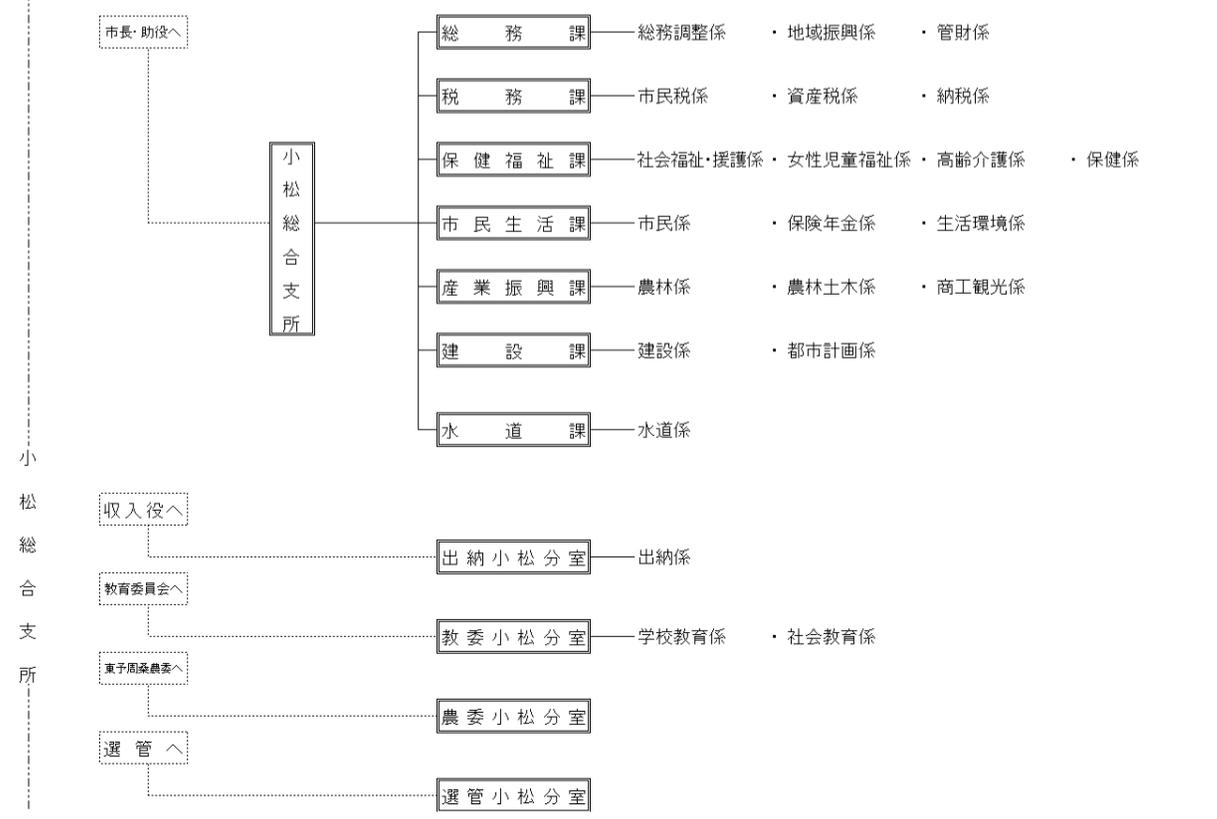
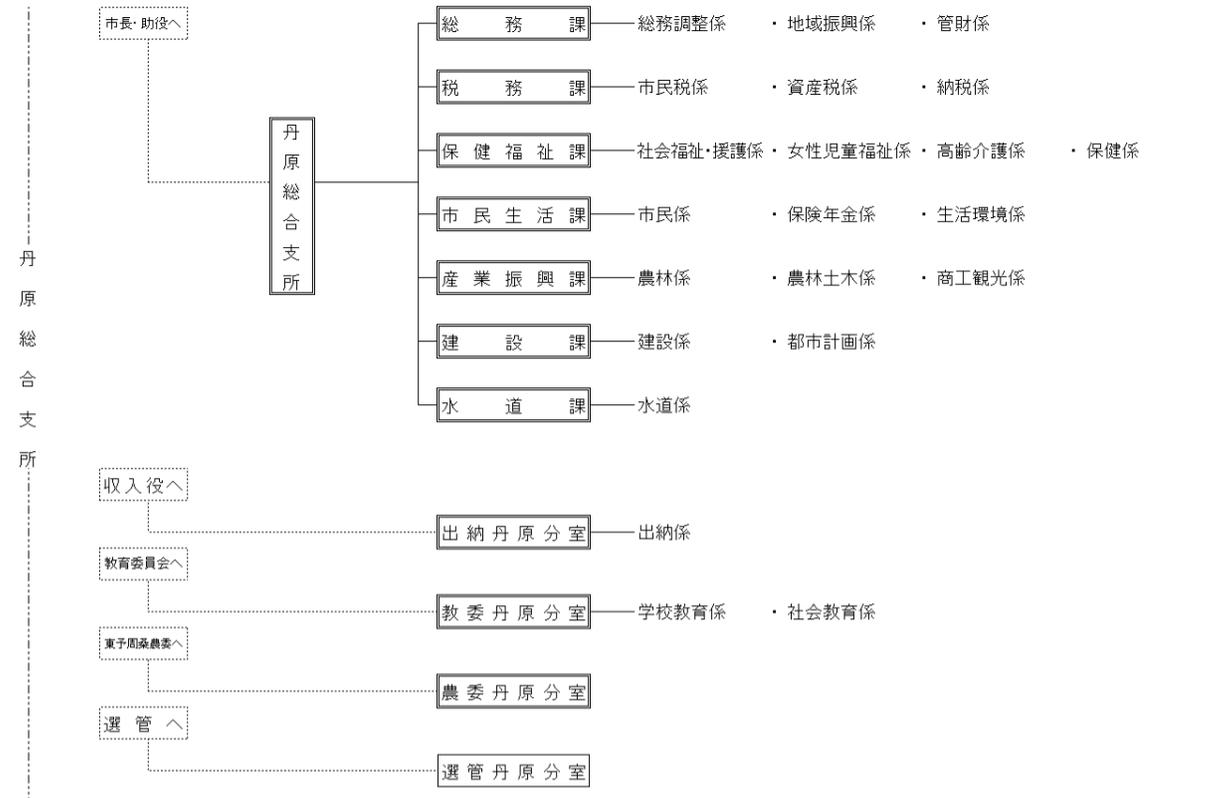
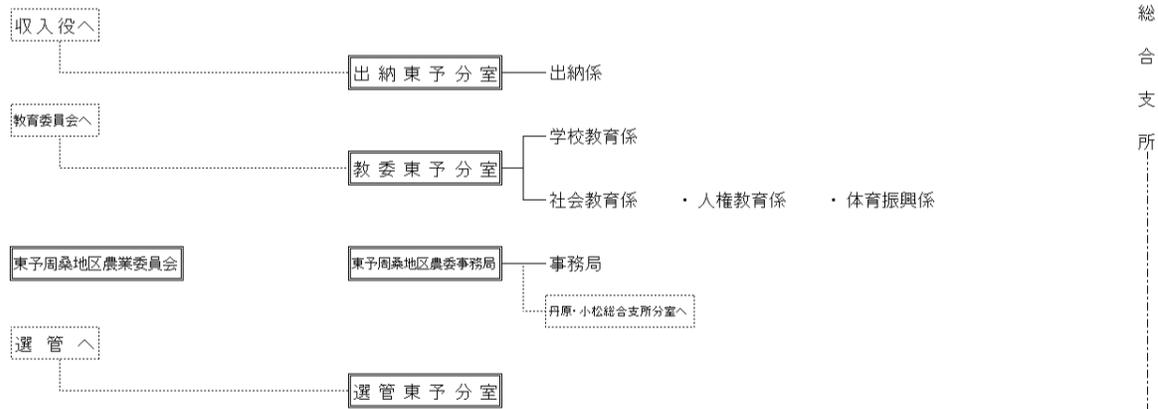
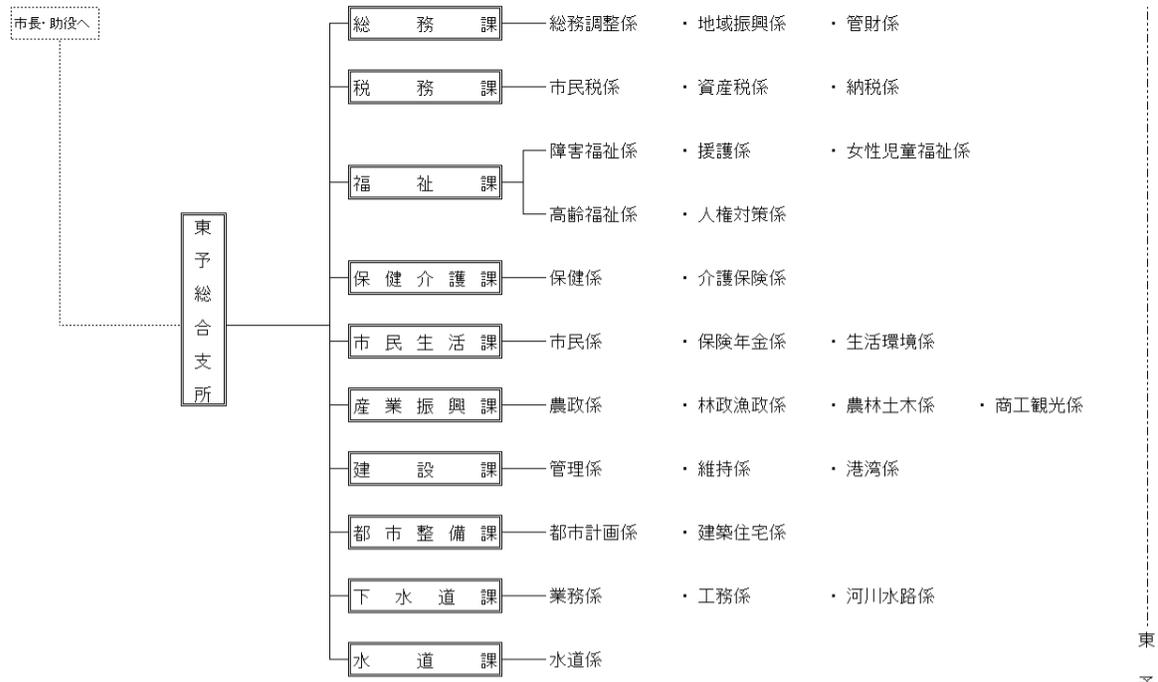
愛媛信用金庫大洲支店

日本郵政公社

新市組織機構図(案)







## 参考資料：組織機構

### 調整方針

新市の組織機構については、2市2町の現有の庁舎を有効かつ合理的に活用することを前提に、次の「新市における組織機構の整備方針」に基づき整備するものとする。ただし、新市においては、常にその組織機構を見直し、効率化に努め、規模等の適正化を図るものとする。

「新市における組織機構の整備方針」

#### 基本方針

次の事項を基本方針として、新市の組織機構の整備を図る。

- (1) 市民サービスの低下をきたさないよう配慮した組織機構
- (2) 市民の声を適正に反映することができ、市民が利用しやすい組織機構
- (3) 簡素で効率的な組織機構
- (4) 新市建設計画を円滑に遂行できる組織機構
- (5) 指揮命令系統がわかりやすく、責任の所在が明確な組織機構
- (6) 地方分権や新たな行政課題に柔軟かつ速やかに対応できる組織機構

#### 個別整備方針

- (1) 新市の事務の方式は、将来、本庁方式とするが、当分の間は、合併による住民生活への急激な影響を考慮し、また業務の円滑な執行を確保する観点から総合支所方式とし、2市2町の現有庁舎のうち1箇所を本庁とし、残りの庁舎をそれぞれ総合支所として設置する。
- (2) 合併時における本庁は、市全体に係る政策・施策の企画立案、総合的な調整・管理事務及び総合支所が所管する区域以外の市域に関する事務を所掌する。  
総合支所は、それぞれ合併前の市町の区域を所管区域とし、本庁において処理する事務を除き、地域振興の拠点として主に住民サービスに関する事務を所掌する。
- (3) 大保木支所及び三芳支所は出張所とし、桜樹出張所、石根出張所及び2市2町が現有する出先機関は、現行のまま存続することを基本とする。
- (4) 2市2町に設置されている行政委員会等の組織機構については、業務の特殊性や地域性なども考慮しながら原則として整備統合を図る。

公共施設名一覧表

(愛称、通称は( )書きで表示)

部 会		現在の施設管理者	現在の施設名	新市の施設名	備 考
財 務	1	西条市	西條市庁舎	西条市庁舎	
	2	西条市	西條市市民会館	西条市庁舎別館	
	3	西条市	西條市総合市民センター		
	4	西条市	西條市職員会館	西条市職員会館	
	5	東予市	東予市庁舎	西条市東予総合支所庁舎	
	6	東予市	東予市庁舎別棟	西条市東予総合支所北別館	
	7	東予市	(現在施設名無)	西条市東予総合支所西別館	
	8	東予市	東予市市民会館	西条市市民会館	
	9	東予市	東予市庁舎壬生川別館	西条市東予総合支所壬生川別館	
	10	丹原町	丹原町役場	西条市丹原総合支所庁舎	
	11	丹原町	丹原町庁舎別館	別館の名称は廃止	
	12	小松町	小松町役場本館	西条市小松総合支所庁舎	
	13	小松町	小松町役場別館		
	14	小松町	小松町役場第二別館	西条市小松総合支所別館	
	15	西条市	西條市大保木支所	西条市大保木出張所	
	16	東予市	東予市三芳支所	西条市東予総合支所三芳出張所	
	17	丹原町	丹原町桜樹出張所	西条市丹原総合支所桜樹出張所	
	18	丹原町	丹原町徳田連絡所	西条市丹原総合支所徳田連絡所	
	19	丹原町	丹原町田野連絡所	西条市丹原総合支所田野連絡所	
	20	丹原町	丹原町中川連絡所	西条市丹原総合支所中川連絡所	
	21	小松町	石根出張所	西条市小松総合支所石根出張所	
総 務	1	西条市	西條市消防本部	西条市消防本部	
	2	西条市	西條市消防署	西条市東消防署	
	3	西条市	西條市消防署救急隊分遣所	西条市東消防署飯岡出張所	
	4	周桑事務組合	周桑消防署	西条市西消防署	
	5	周桑事務組合	周桑消防署小松出張所	西条市西消防署小松出張所	
	6	丹原町	光下田集会所	西条市光下田集会所	
環 境	1	西条市	西条市船屋不燃物捨場	西条市船屋一般廃棄物最終処分場	
	2	東予市	東予市一般廃棄物最終処分場	西条市東予一般廃棄物最終処分場	
	3	丹原町	丹原町一般廃棄物最終処分場	西条市丹原一般廃棄物最終処分場	
	4	小松町	小松町不燃物処分場	西条市小松一般廃棄物最終処分場	
	5	道前福祉衛生事務組合	道前福祉衛生事務組合道前クリーンセンター	西条市道前クリーンセンター	
	6	道前福祉衛生事務組合	道前福祉衛生事務組合化学分析センター	西条市化学分析センター	
	7	道前福祉衛生事務組合	道前福祉衛生事務組合やすらぎ苑	西条市やすらぎ苑	

部 会		現在の施設管理者	現在の施設名	新市の施設名	備 考
環 境	8	道前福祉衛生事務組合	道前福祉衛生事務組合ひうちクリーンセンター	西条市ひうちクリーンセンター	
福 祉	1	西条市	西條市保健センター	西条市中央保健センター	
	2	東予市	東予市保健センター	西条市東予保健センター	
	3	丹原町	丹原町保健センター	西条市丹原保健センター	
	4	小松町	小松町地域福祉保健センター	削除	
	5	小松町	小松町保健センター	西条市小松保健センター	
	6	小松町	小松町地域福祉センター	西条市小松地域福祉センター	
	7	小松町	小松町デイサービスセンター	削除	
	8	小松町	小松町在宅介護支援センター	削除	
	9	小松町	小松町生きがいデイサービスセンター	西条市小松生きがいデイサービスセンター	
	10	西条市	西條市福祉会館	廃止	
	11	西条市	西條市福祉センター	廃止	
	12	西条市	西條市社会福祉センター	廃止	
	13	西条市	(仮称)西條市総合福祉会館(建設中)	西条市総合福祉センター	
	14	西条市	西條市萩の里	西条市萩の里	
	15	西条市	西條市老人憩の家	西条市老人憩の家	
	16	西条市	西條市障害児通園事業「かがやき園」	西条市障害児通園事業「かがやき園」	
	17	東予市	東予市総合福祉センター(ほほえみプラザ)	西条市東予総合福祉センター(ほほえみプラザ)	
	18	東予市	東予市デイサービスセンターひまわり	削除	
	19	道前福祉衛生事務組合	・道前福祉衛生事務組合知的障害児施設東予学園 ・東予学園	西条市東予学園	
	20	丹原町	丹原町福祉センター	西条市丹原福祉センター	
	21	丹原町	丹原町高齢者生活福祉センター	西条市丹原高齢者生活福祉センター	
	22	丹原町	さくら〔老人デイサービス部門〕	削除	
	23	丹原町	あたご荘〔居住部門〕	削除	
	24	西条市	西條市立さくら荘	西条市さくら荘	
	25	西条市	西條市くるみ荘	西条市くるみ荘	
	26	東予市	東予市すみれ荘	西条市すみれ荘	
	27	西条市	西條市児童館	西条市西条児童館	
	28	西条市	西條市西部児童館	西条市西条西部児童館	
	29	東予市	東予市西児童館	西条市東予西児童館	
	30	丹原町	丹原児童館	西条市丹原児童館	
	31	西条市	西條市地域交流センター	西条市西条東部地域交流センター	
	32	西条市	西條市西部地域交流センター	西条市西条西部地域交流センター	
	33	東予市	東予市北地域交流センター	西条市東予北地域交流センター	
	34	東予市	東予市南地域交流センター(ふれあいプラザ東予)	西条市東予南地域交流センター(ふれあいプラザ東予)	

部 会		現在の施設管理者	現在の施設名	新市の施設名	備 考
福 社	35	西条市	西條市大町会館	西条市大町会館	
	36	西条市	西條市氷見交友会館	西条市氷見交友会館	
	37	東予市	東予市立北星会館	西条市北星会館	
	38	東予市	東予市立河北会館	西条市河北会館	
	39	西条市	西条市小松町共立大保木診療所	西条市立大保木診療所	
	40	周桑病院企業団	周桑病院企業団 公立周桑病院	西条市立周桑病院	
	41	丹原町	丹原町立中川診療所	西条市立中川診療所	
	42	西条市	明水荘	西条市明水荘	
	43	周桑事務組合	周桑事務組合養護老人ホーム(石燧園)	西条市石燧園	
	44	道前福祉衛生事務組合	道前福祉衛生事務組合特別養護老人ホーム道前荘	西条市道前荘	
	45	道前福祉衛生事務組合	道前育成園	西条市道前育成園	
	46	西条市	禎瑞保育所	西条市立禎瑞保育所	
	47	東予市	中央保育所	西条市立東予中央保育所	
	48	東予市	北保育所	西条市立東予北保育所	
	49	東予市	河北保育所	西条市立河北保育所	
	50	東予市	南保育所	西条市立東予南保育所	
	51	東予市	庄内保育所	西条市立庄内保育所	
	52	丹原町	丹原保育所	西条市立丹原保育所	
	53	丹原町	田野保育所	西条市立田野保育所	
	54	小松町	町立小松東保育所	西条市立小松東保育所	
	55	小松町	町立小松西保育所	西条市立小松西保育所	
	56	小松町	町立石根保育所	西条市立石根保育所	
	62	東予市	三津屋児童遊園地	西条市三津屋児童遊園	
	63	東予市	喜多台児童遊園地	西条市喜多台児童遊園	
	64	東予市	本松寺児童遊園地	西条市本松寺児童遊園	
	65	丹原町	久妙寺児童遊園	西条市久妙寺児童遊園	
	66	丹原町	川根西児童遊園	西条市川根西児童遊園	
	67	丹原町	田滝児童遊園	西条市田滝児童遊園	
	68	丹原町	高松児童遊園	西条市高松児童遊園	
	69	丹原町	関屋児童遊園	西条市関屋児童遊園	
70	丹原町	石経児童遊園	西条市石経児童遊園		
71	丹原町	石経子供の広場	西条市石経ちびっ子広場		
72	丹原町	田野市原児童遊園	西条市田野市原児童遊園		
73	丹原町	川根東児童遊園	西条市川根東児童遊園		
74	丹原町	徳能出作ちびっ子広場	西条市徳能出作ちびっ子広場		
75	丹原町	徳能ちびっこ広場	西条市徳能ちびっ子広場		

部 会		現在の施設管理者	現在の施設名	新市の施設名	備 考
福 社	76	丹原町	来見児童遊園	西条市来見児童遊園	
	77	丹原町	高知児童遊園	西条市高知児童遊園	
	78	丹原町	湯谷口ちびっこ広場	西条市湯谷口ちびっ子広場	
	79	丹原町	古田ちびっこ広場	西条市古田ちびっ子広場	
	80	丹原町	御陣家住宅ちびっこ広場	西条市御陣家住宅ちびっ子広場	
	81	小松町	小松大開ちびっ子広場	西条市小松大開ちびっ子広場	
	82	小松町	小松御手洗ちびっ子広場	西条市小松御手洗ちびっ子広場	
	83	小松町	小松桜ヶ丘ちびっ子広場	西条市小松桜ヶ丘ちびっ子広場	
	84	小松町	小松宝来ちびっ子広場	西条市小松宝来ちびっ子広場	
	85	小松町	小松川原谷第2団地ちびっ子広場	西条市小松川原谷第2団地ちびっ子広場	
	86	丹原町	久妙寺児童プール	西条市久妙寺児童プール	
	87	丹原町	関屋児童プール	西条市関屋児童プール	
	産業経済	1	東予市	東予市農村環境改善センター	西条市東予農村環境改善センター
2		丹原町	丹原町農村環境改善センター	西条市丹原農村環境改善センター	
3		小松町	小松町農村環境改善センター	西条市小松農村環境改善センター	
4		小松町	北川農村公園	西条市北川農村公園	
5		丹原町	婦人の家	西条市丹原農村婦人の家	
6		小松町	大谷地区生活環境保全林	西条市小松大谷地区生活環境保全林	
7		東予市	河原津漁港	西条市河原津漁港	
8		西条市	西條市石鎚ふれあいの里（石鎚ふれあいの里）	西条市石鎚ふれあいの里（石鎚ふれあいの里）	
9		西条市	西條市ひうち会館（ひうち会館）	西条市ひうち会館（ひうち会館）	
10		西条市	西條市産業情報支援センター	西条市産業情報支援センター（産業情報支援センター）	
11		東予市	東予市産業学習館	西条市産業学習館（産業学習館）	
12		小松町	小松町まちづくり開発センター	西条市小松まちづくり開発センター（小松まちづくり開発センター）	
13		東予市	東予市本谷温泉館（本谷温泉館）	西条市本谷温泉館（本谷温泉館）	
都市計画	1	西条市	西條運動公園	西条市西条運動公園（運動公園）	
	2	西条市	東部公園	西条市西条東部公園（東部公園）	
	3	西条市	市民の森	西条市市民の森（市民の森）	
	4	西条市	円山森林公園	西条市円山森林公園（円山森林公園）	
	5	西条市	西條市市民公園	西条市西条市民公園（市民公園）	
	6	西条市	西條市西部公園	西条市西条西部公園（西部公園）	
	7	西条市	石井記念公園	西条市石井記念公園（石井公園）	
	8	西条市	神戸公園	西条市神戸公園（神戸公園）	
	9	西条市	喜多川児童公園	西条市喜多川公園（喜多川児童公園）	
	10	西条市	上川原児童公園	西条市上川原公園（上川原児童公園）	
	11	西条市	清水児童公園	西条市清水公園（清水児童公園）	

部 会		現在の施設管理者	現在の施設名	新市の施設名	備 考
都市計画	12	西条市	小川児童公園	西条市小川公園（小川児童公園）	
	13	西条市	新御堂児童公園	西条市新御堂公園（新御堂児童公園）	
	14	西条市	北新田児童公園	西条市北新田公園（北新田児童公園）	
	15	西条市	西の原児童公園	西条市西の原公園（西の原児童公園）	
	16	西条市	砂盛児童公園	西条市砂盛公園（砂盛児童公園）	
	17	西条市	川沿児童公園	西条市川沿公園（川沿児童公園）	
	18	西条市	駅西児童公園	西条市駅西公園（駅西児童公園）	
	19	西条市	東町公園	西条市東町公園（東町公園）	
	20	西条市	秋吉公園	西条市秋吉公園（秋吉公園）	
	21	西条市	弁財天公園	西条市弁財天公園（弁財天公園）	
	22	西条市	神拝緑地	西条市神拝緑地（神拝緑地）	
	23	西条市	御舟川緑道	西条市御舟川緑道（御舟川緑道）	
	24	東予市	東予市運動公園	西条市東予運動公園（東予運動公園）	
	25	東予市	三津屋東1号公園	西条市三津屋東1号公園（三津屋東1号公園）	
	26	東予市	壬生川公園	西条市壬生川公園（壬生川公園）	
	27	東予市	国安公園	西条市国安公園（国安公園）	
	28	東予市	大曲公園	西条市大曲公園（大曲公園）	
	29	東予市	三津屋公園	西条市三津屋公園（三津屋公園）	
	30	東予市	中城公園	西条市中城公園（中城公園）	
	31	東予市	三芳公園	西条市三芳公園（三芳公園）	
	32	東予市	北星公園	西条市北星公園（北星公園）	
	33	東予市	円海寺公園	西条市円海寺公園（円海寺公園）	
	34	東予市	桑村大池公園	西条市桑村大池公園（桑村大池公園）	
	35	東予市	新市公園	西条市新市公園（新市公園）	
	36	東予市	大新田公園	西条市大新田公園（大新田公園）	
	37	東予市	三津屋東2号公園	西条市三津屋東2号公園（三津屋東2号公園）	
	38	東予市	旦之上公園	西条市旦之上公園（旦之上公園）	
	39	東予市	北条新田公園	西条市北条新田公園（北条新田公園）	
	40	東予市	高須公園	西条市高須公園（高須公園）	
	41	東予市	北条緑地	西条市北条緑地（北条緑地）	
	42	東予市	本谷公園	西条市本谷公園（本谷公園）	
	43	東予市	黒谷公園	西条市黒谷公園（黒谷公園）	
	44	丹原町	丹原総合公園	西条市丹原総合公園（丹原総合公園）	
	45	小松町	石鎚山ハイウェイオアシス館	西条市石鎚山ハイウェイオアシス館（石鎚山ハイウェイオアシス館）	
	46	小松町	椿交流館	西条市椿交流館（椿温泉こまつ）	
	47	小松町	大日温泉	西条市大日源泉（大日源泉）	

部 会		現在の施設管理者	現在の施設名	新市の施設名	備 考
都市計画	48	小松町	小松中央公園	西条市小松中央公園（小松中央公園）	
	49	小松町	石根ふれあい公園	西条市石根ふれあい公園（石根ふれあい公園）	
建 設	1	西条市	西条市港湾管理事務所	西条市ひうち港務所	
	2	東予市	中央港務所	西条市今在家港務所	
	3	東予市	北条港務所	西条市北条港務所	
	4	東予市	壬生川港務所	西条市壬生川港務所	
上下水道	1	西条市	西条市西部地区上水道鍋倉新開水源池	西条市上水道 鍋倉新開水源地	
	2	西条市	西条市西部地区上水道西田水源池	西条市上水道 西田水源地	
	3	西条市	西条市西部地区上水道坂元配水池	西条市上水道 坂元配水池	
	4	西条市	西条市西部地区上水道西田高区配水池	西条市上水道 西田高区配水池	
	5	西条市	西条市西部地区上水道西田低区配水池	西条市上水道 西田低区配水池	
	6	西条市	西条市西部地区上水道切川加圧ポンプ場	西条市上水道 切川加圧ポンプ場	
	7	西条市	西条市中野地区簡易水道水源池	西条市中野地区簡易水道中野水源地	
	8	西条市	西条市中野地区簡易水道高区配水池	西条市中野地区簡易水道中野高区配水池	
	9	西条市	西条市中野地区簡易水道低区配水池	西条市中野地区簡易水道中野低区配水池	
	10	西条市	西条市中野地区簡易水道中寺中継ポンプ場	西条市中野地区簡易水道中寺中継ポンプ場	
	11	西条市	西条市中野地区簡易水道中寺配水池	西条市中野地区簡易水道中寺配水池	
	12	西条市	西条市港新地地区簡易水道水源池	西条市港新地地区簡易水道古川水源地	
	13	西条市	西条市飯岡地区簡易水道水源池	西条市飯岡地区簡易水道福武水源地	
	14	西条市	西条市飯岡地区簡易水道高区配水池	西条市飯岡地区簡易水道飯岡高区配水池	
	15	西条市	西条市飯岡地区簡易水道低区配水池	西条市飯岡地区簡易水道飯岡低区配水池	
	16	西条市	西条市飯岡地区簡易水道早川第1ポンプ場	西条市飯岡地区簡易水道早川第1加圧ポンプ場	
	17	西条市	西条市飯岡地区簡易水道早川第2ポンプ場	西条市飯岡地区簡易水道早川第2加圧ポンプ場	
	18	西条市	西条市飯岡地区簡易水道大浜第1ポンプ場	西条市飯岡地区簡易水道大浜第1加圧ポンプ場	
	19	西条市	西条市飯岡地区簡易水道大浜第2ポンプ場	西条市飯岡地区簡易水道大浜第2加圧ポンプ場	
	20	西条市	西条市飯岡地区簡易水道八幡原加圧ポンプ場	西条市飯岡地区簡易水道八幡原加圧ポンプ場	
	21	西条市	西条市玉津東部簡易水道水源池	西条市玉津東部簡易水道玉津水源地	
	22	西条市	西条市玉津東部簡易水道配水池	西条市玉津東部簡易水道天神配水池	
	23	西条市	西条市大谷地区簡易水道水源池	西条市大谷地区簡易水道大谷水源地	
	24	西条市	西条市大谷地区簡易水道配水池	西条市大谷地区簡易水道大谷配水池	
	25	西条市	西条市大谷地区簡易水道岡寺加圧ポンプ場	西条市大谷地区簡易水道岡寺加圧ポンプ場	
	26	西条市	西条市グリーンハイツ地区簡易水道水源池	西条市グリーンハイツ地区簡易水道グリーンハイツ水源地	
	27	西条市	西条市オレンジハイツ簡易水道水源池	西条市ルゾッハイツ簡易水道ルゾッハイツ水源地	
	28	西条市	西条市オレンジハイツ簡易水道配水池	西条市ルゾッハイツ簡易水道ルゾッハイツ配水池	
	29	西条市	西条市オレンジハイツ簡易水道中継ポンプ場	西条市ルゾッハイツ簡易水道ルゾッハイツ中継ポンプ場	
	30	西条市	西条市西ひうち専用水道水源池	西条市西ひうち専用水道西ひうち水源地	

部 会		現在の施設管理者	現在の施設名	新市の施設名	備 考
上下水道	31	東予市	東予市中央水源地	西条市上水道 周布水源地	
	32	東予市	東予市上水道北水源地	西条市上水道 安出水源地	
	33	東予市	東予市佐々久山配水池	西条市上水道 佐々久山配水池	
	34	東予市	東予市加圧ポンプ場	西条市上水道 広岡加圧ポンプ場	
	35	東予市	東予市広岡配水池	西条市上水道 広岡配水池	
	36	東予市	東予市河之内浄水場	西条市上水道 河之内浄水場	
	37	東予市	東予市旦之上配水地	西条市上水道 旦之上配水池	
	38	東予市	東予市楠配水地	西条市上水道 楠配水池	
	39	東予市	東予市六軒ポンプ場	西条市上水道 六軒加圧ポンプ場	
	40	東予市	東予市六軒配水地	西条市上水道 六軒配水池	
	41	東予市	東予市石風呂ポンプ場	西条市上水道 石風呂加圧ポンプ場	
	42	東予市	東予市石風呂配水地	西条市上水道 石風呂配水池	
	43	東予市	東予市宮之内水源地	西条市上水道 宮之内水源地	
	44	東予市	東予市三芳水源地	西条市上水道 三芳水源地	
	45	東予市	東予市黒谷県条例水道浄水場	西条市黒谷県条例水道黒谷浄水場	
	46	丹原町	丹原町上水道北田野第1水源地	西条市上水道 北田野第1水源地	
	47	丹原町	田野上方第2水源地	西条市上水道 田野上方第2水源地	
	48	丹原町	今井第3水源地	西条市上水道 今井第3水源地	
	49	丹原町	丹原町上水道愛の山低区配水池	西条市上水道 愛の山低区配水池	
	50	丹原町	丹原町上水道愛の山高区配水池	西条市上水道 愛の山高区配水池	
	51	丹原町	高松減圧弁室	西条市上水道 高松減圧弁室	
	52	丹原町	丹原町上水道高松第2水源地	西条市上水道 高松第2水源地	
	53	丹原町	長野第2水源地	西条市丹原地区簡易水道長野第2水源地	
	54	丹原町	丹原町簡易水道長野第3水源地	西条市丹原地区簡易水道長野第3水源地	
	55	丹原町	丹原町統合簡易水道来見水源地	西条市丹原地区簡易水道来見水源地	
	56	丹原町	丹原町簡易水道来見配水池	西条市丹原地区簡易水道来見配水池	
	57	丹原町	丹原町簡易水道関屋第1配水池	西条市丹原地区簡易水道関屋第1配水池	
	58	丹原町	関屋第2配水池	西条市丹原地区簡易水道関屋第2配水池	
	59	丹原町	宝ヶ口水源地	西条市丹原地区簡易水道宝ヶ口水源地	
	60	丹原町	宝ヶ口加圧ポンプ場	西条市丹原地区簡易水道宝ヶ口加圧ポンプ場	
	61	丹原町	宝ヶ口浄水場	西条市丹原地区簡易水道宝ヶ口浄水場	
	62	丹原町	宝ヶ口配水池	西条市丹原地区簡易水道宝ヶ口配水池	
63	丹原町	河南水源取水堰	西条市丹原地区簡易水道河南水源取水堰		
64	丹原町	河南浄水場	西条市丹原地区簡易水道河南浄水場		
65	丹原町	河南配水池	西条市丹原地区簡易水道河南配水池		
66	小松町	小松町上水道明穂水源地	西条市上水道 明穂水源地		

部 会		現在の施設管理者	現在の施設名	新市の施設名	備 考
上下水道	67	小松町	小松町上水道南川水源池	西条市上水道 南川水源地	
	68	小松町	小松町上水道安井水源池	西条市上水道 安井水源地	
	69	小松町	小松町上水道藤木補助水源池	西条市上水道 藤木補助水源地	
	70	小松町	小松町上水道明穂配水池	西条市上水道 明穂配水池	
	71	小松町	小松町上水道南川配水池	西条市上水道 南川配水池	
	72	小松町	小松町上水道南川第3配水池	西条市上水道 川原谷配水池	
	73	小松町	小松町上水道南川第3ポンプ井	西条市上水道 川原谷ポンプ場	
	74	西条市	西条市浄化センター	西条市西条浄化センター	
	75	東予市・丹原町公共下水道事務組合	東予・丹原浄化センター	西条市東予・丹原浄化センター	
	76	西条市	飯岡処理場	西条市飯岡処理場	
	76	西条市	神戸処理場	西条市神戸処理場	
	77	西条市	西ひうち下水処理場	西条市西ひうち下水処理場	
	教 育	1	西条市	西條市総合文化会館	西条市総合文化会館
2		丹原	丹原町文化会館	西条市丹原文化会館	
3		西条市	西條市市民公園運動広場	西条市西条市民公園運動広場	
4		西条市	西條市市民公園テニスコート	西条市西条市民公園テニスコート	
5		西条市	西條市総合体育館	西条市総合体育館	
6		西条市	西條運動公園運動広場	西条市西条運動公園運動広場	
7		西条市	西條運動公園総合プール	西条市西条運動公園総合プール	
8		西条市	西條市西部体育館	西条市西条西部体育館	
9		西条市	西條市西部公園運動広場	西条市西条西部公園運動広場	
10		西条市	西條市西部公園テニスコート	西条市西条西部公園テニスコート	
11		西条市	神戸公園運動広場	西条市神戸公園運動広場	
12		西条市	石井記念公園運動広場	西条市石井記念公園運動広場	
13		西条市	西條市ひうち体育館	西条市ひうち体育館	
14		西条市	西條ひうち球場	西条市ひうち球場	
15		西条市	西條ひうち陸上競技場	西条市ひうち陸上競技場	
16		西条市	加茂川ふれあい広場	西条市加茂川ふれあい広場	
17		東予市	東予市運動公園多目的広場	西条市東予運動公園多目的広場	
18		東予市	東予市運動公園テニスコート	西条市東予運動公園テニスコート	
19		東予市	東予市運動公園プール	西条市東予運動公園プール	
20		東予市	東予市運動公園野球場	西条市東予運動公園野球場	
21		東予市	東予市運動公園球技場	西条市東予運動公園球技場	
22		東予市	東予市運動公園海浜広場	西条市東予運動公園海浜広場	
23		東予市	東予市市民体育館	西条市東予体育館	
24		丹原町	丹原総合公園多目的広場	西条市丹原総合公園多目的広場	

部 会		現在の施設管理者	現在の施設名	新市の施設名	備 考
教 育	25	丹原町	丹原総合公園テニスコート	西条市丹原総合公園テニスコート	
	26	丹原町	丹原町 B & G 海洋センター	西条市丹原 B & G 海洋センター	
	27	丹原町	丹原体育館	西条市丹原体育館	
	28	小松町	小松中央公園多目的広場	西条市小松中央公園多目的広場	
	29	小松町	小松中央公園庭球場	西条市小松中央公園テニスコート	
	30	小松町	小松中央公園グラウンドゴルフ場	西条市小松中央公園グラウンドゴルフ場	
	31	小松町	小松中央公園交通広場	廃止	
	32	小松町	小松町武道館	西条市小松武道館	
	33	小松町	小松町体育センター	西条市小松体育館	
	34	小松町	石根ふれあい公園多目的広場	西条市石根ふれあい公園多目的広場	
	35	西条市	西條市図書館	西条市立西条図書館	
	36	東予市	東予市立図書館	西条市立東予図書館	
	37	小松町	小松町立温芳図書館	西条市立小松温芳図書館	
	38	西条市	西條市立郷土博物館	西条市立西条郷土博物館	
	39	東予市	東予市立郷土館	西条市立東予郷土館	
	40	西条市	西條市考古歴史館	西条市考古歴史館	
	41	丹原町	佐伯記念館・郷土資料館	西条市佐伯記念館・郷土資料館	
	42	丹原町	丹原ふるさと歴史館	西条市丹原ふるさと歴史館	
	43	小松町	史跡近藤篤山邸	西条市小松史跡近藤篤山邸	
	44	西条市	西條市生涯学習の館	西条市生涯学習の館	
	45	西条市	西條市創作の家	西条市創作の家	
	46	西条市	西條少年自然の家	西条市少年自然の家	
	47	西条市	西條市こどもの国	西条市こどもの国	
	48	西条市	西條市少年育成センター	西条市青少年育成センター	
	49	東予市	東予市青少年センター	西条市青少年育成センター東予支部	
	50	丹原町	丹原町青少年育成センター	西条市青少年育成センター丹原支部	
	51	小松町	小松町青少年補導センター	西条市青少年育成センター小松支部	
	52	丹原町	丹原町学校給食センター	西条市立丹原学校給食センター	
	53	小松町	小松町学校給食共同調理場	西条市立小松学校給食センター	
	54	西条市	西條市立ひまわり幼稚園	西条市立ひまわり幼稚園	
	55	東予市	東予市立南幼稚園	西条市立東予南幼稚園	
	56	東予市	東予市立多賀幼稚園	西条市立多賀幼稚園	
	57	東予市	東予市立国安幼稚園	西条市立国安幼稚園	
	58	東予市	東予市立燧洋幼稚園	西条市立燧洋幼稚園	
	59	小松町	小松町立小松幼稚園	西条市立小松幼稚園	
	60	西条市	西條市中央公民館	廃止	

部 会		現在の施設管理者	現在の施設名	新市の施設名	備 考
教 育	61	西条市	西條地区公民館	西条市西条公民館	
	62	西条市	神拝地区公民館	西条市神拝公民館	
	63	西条市	大町地区公民館	西条市大町公民館	
	64	西条市	玉津地区公民館	西条市玉津公民館	
	65	西条市	飯岡地区公民館	西条市飯岡公民館	
	66	西条市	神戸地区公民館	西条市神戸公民館	
	67	西条市	橘地区公民館	西条市橘公民館	
	68	西条市	禎瑞地区公民館	西条市禎瑞公民館	
	69	西条市	氷見地区公民館	西条市氷見公民館	
	70	西条市	加茂地区公民館	西条市加茂公民館	
	71	西条市	大保木地区公民館	西条市大保木公民館	
	72	西条市	市之川地区公民館	西条市市之川公民館	
	73	東予市	東予市中央公民館	西条市中央公民館	
	74	東予市	東予市周布公民館	西条市周布公民館	
	75	東予市	東予市吉井公民館	西条市吉井公民館	
	76	東予市	東予市多賀公民館	西条市多賀公民館	
	77	東予市	東予市壬生川公民館	西条市壬生川公民館	
	78	東予市	東予市国安公民館	西条市国安公民館	
	79	東予市	東予市吉岡公民館	西条市吉岡公民館	
	80	東予市	東予市三芳公民館	西条市三芳公民館	
	81	東予市	東予市楠河公民館	西条市楠河公民館	
	82	東予市	東予市庄内公民館	西条市庄内公民館	
	83	丹原町	丹原町中央公民館	廃止	
	84	丹原町	丹原公民館	西条市丹原公民館	
	85	丹原町	徳田公民館	西条市徳田公民館	
	86	丹原町	田野公民館	西条市田野公民館	
	87	丹原町	中川公民館	西条市中川公民館	
	88	丹原町	桜樹公民館	西条市桜樹公民館	
	89	小松町	小松町立中央公民館	廃止	
	90	小松町	小松町立小松公民館	西条市小松公民館	
91	小松町	小松町立石根公民館	西条市石根公民館		
92	西条市	西條市立西條小学校	西条市立西条小学校		
93	西条市	西條市立神拝小学校	西条市立神拝小学校		
94	西条市	西條市立大町小学校	西条市立大町小学校		
95	西条市	西條市立玉津小学校	西条市立玉津小学校		
96	西条市	西條市立飯岡小学校	西条市立飯岡小学校		

部 会		現在の施設管理者	現在の施設名	新市の施設名	備 考
教 育	97	西条市	西條市立神戸小学校	西条市立神戸小学校	
	98	西条市	西條市立橘小学校	西条市立橘小学校	
	99	西条市	西條市立禎瑞小学校	西条市立禎瑞小学校	
	100	西条市	西條市立氷見小学校	西条市立氷見小学校	
	101	西条市	西條市立浦山小学校	西条市立浦山小学校	
	102	東予市	東予市立吉井小学校	西条市立吉井小学校	
	103	東予市	東予市立周布小学校	西条市立周布小学校	
	104	東予市	東予市立多賀小学校	西条市立多賀小学校	
	105	東予市	東予市立壬生川小学校	西条市立壬生川小学校	
	106	東予市	東予市立国安小学校	西条市立国安小学校	
	107	東予市	東予市立吉岡小学校	西条市立吉岡小学校	
	108	東予市	東予市立三芳小学校	西条市立三芳小学校	
	109	東予市	東予市立庄内小学校	西条市立庄内小学校	
	110	東予市	東予市立楠河小学校	西条市立楠河小学校	
	111	丹原町	丹原町立丹原小学校	西条市立丹原小学校	
	112	丹原町	丹原町立德田小学校	西条市立德田小学校	
	113	丹原町	丹原町立田滝小学校	西条市立田滝小学校	
	114	丹原町	丹原町立田野小学校	西条市立田野小学校	
	115	丹原町	丹原町立中川小学校	西条市立中川小学校	
	116	小松町	小松町立小松小学校	西条市立小松小学校	
	117	小松町	小松町立石根小学校	西条市立石根小学校	
	118	小松町	小松小学校プール	学校内の施設のため名称は廃止	
	119	東予市	東予市新市会館	西条市新市会館	
	120	東予市	東予市楠浜会館	西条市楠浜会館	
	121	東予市	東予市北条新田会館	西条市北条新田会館	
	122	西条市	西條市立東中学校	西条市立西条東中学校	
	123	西条市	西條市立西中学校	西条市立西条西中学校	
	124	西条市	西條市立南中学校	西条市立西条南中学校	
	125	西条市	西條市立北中学校	西条市立西条北中学校	
	126	東予市	東予市立東中学校	西条市立東予東中学校	
	127	東予市	東予市立西中学校	西条市立東予西中学校	
128	東予市	東予市立河北中学校	西条市立河北中学校		
129	丹原町	丹原町立丹原東中学校	西条市立丹原東中学校		
130	丹原町	丹原町立丹原西中学校	西条市立丹原西中学校		
131	小松町	小松町立小松中学校	西条市立小松中学校		

# 1 新『西条市』合併記念事業実施に関する基本方針

## (1) 記念事業の趣旨

西条市・東予市・丹原町・小松町は、平成 14 年 10 月 1 日に法定合併協議会を設置して以降、住民説明会はもとより、各種小委員会、専門部会など、合併に向けたあらゆる協議を精力的に行ってきました。

平成 16 年 2 月 29 日には、2 市 2 町による合併協定調印が行われ、来る平成 16 年 11 月 1 日には、人口約 117,000 人を有する新しいまち、「西条市」が誕生します。

については、2 市 2 町の合併を祝し、新市の誕生を広く内外に発信するとともに、新「西条市」にふさわしい魅力あふれるまちづくりを進めるための契機として、合併記念事業を実施します。

## (2) 記念事業の基本方針

『人がつどい、まちが輝く、快適環境実感都市』の実現に向け、新しいまちづくりへの歩みを進めるための第 1 ステップとして、次の理念を持った合併記念事業を行い、もって市民の融和や一体感の醸成をはじめ、地域の活性化、連携交流の促進を、より効果的に実現することを目指します。

新市の誕生を市民が共に祝い、喜びを分かちあえる機会となる事業であること。

旧市町の歴史や豊かな自然、特性等を新市のものとして再認識する機会となり、未来のまちづくりにつながる事業であること。

人と人、地域と地域の連携交流を深めるとともに、新市としての一体感づくりとなる事業であること。

新市の誕生を市内外に広くアピールし、イメージアップにつながる事業であること。

新市の魅力あるまちづくりを実現するための課題やテーマを考える機会となる事業であること。

## (3) 記念事業の実施期間

記念事業の実施期間は、平成 16 年 11 月 1 日から平成 17 年 10 月 31 日までとします。

ただし、記念ハード事業等については、平成 18 年 3 月 31 日までに事業着手することとします。

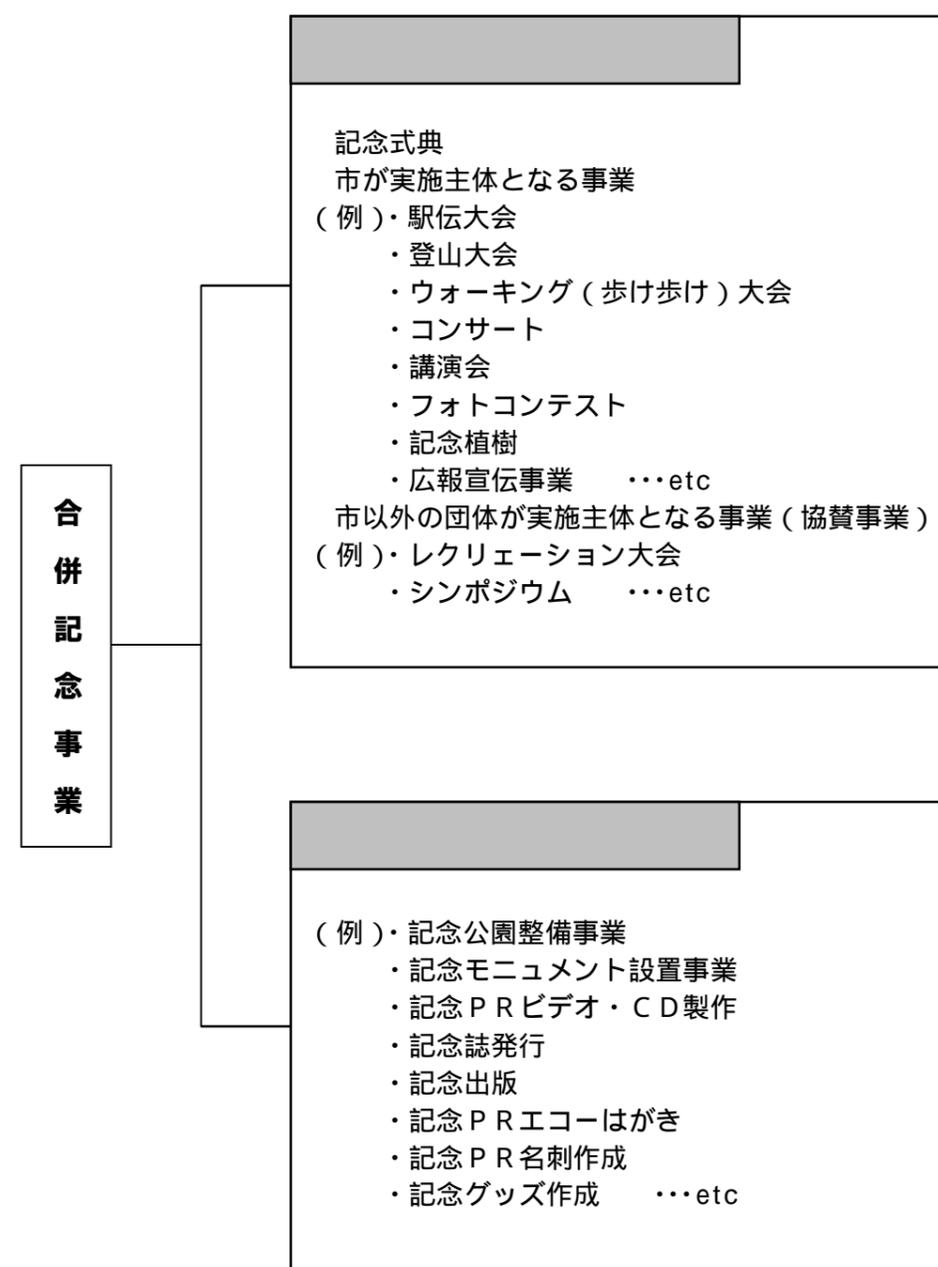
また、平成 16 年 10 月までに実施することが適当と認められるものについては、プレ事業として実施します。

## (4) 記念事業の体系

合併記念事業は、記念ソフト事業と記念ハード事業で構成します。

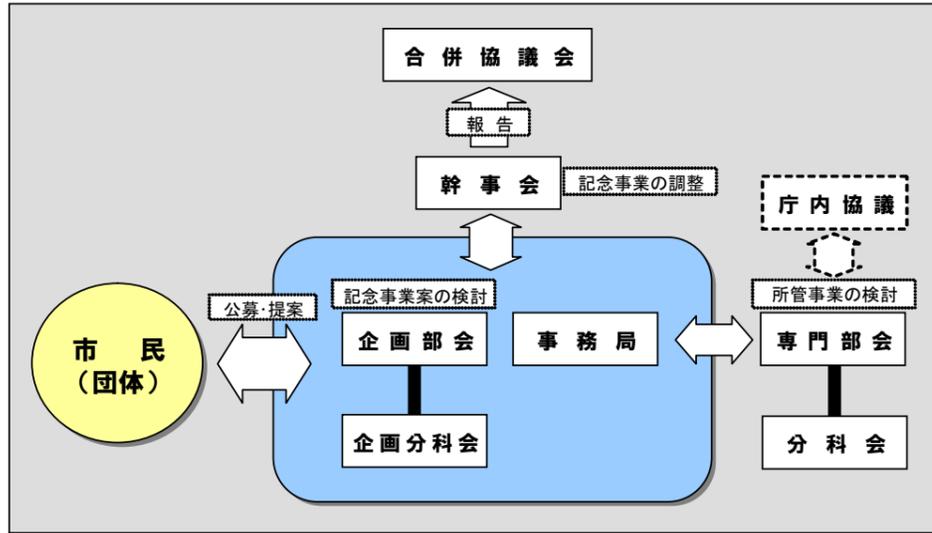
記念ソフト事業は、記念式典や、イベントを中心とした事業で、市が実施主体となる事業及び、市以外の団体が実施主体となる協賛事業とします。

記念ハード事業は、記念ソフト事業以外の事業で、施設整備や記念誌の作成などのものづくりを中心とした事業とします。



**(5) 記念事業の検討体制**

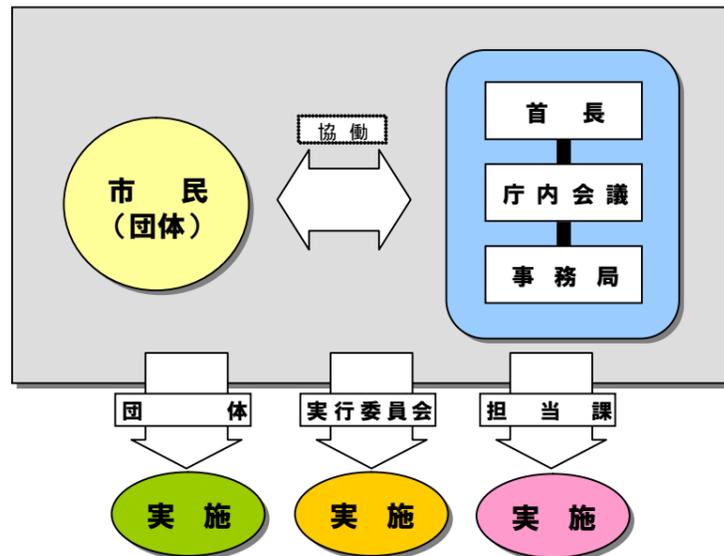
各専門部会において、実施事業を検討し、抽出する。  
 公募により、広く市民から事業案を募集する（広報、インターネットなど）。  
 各専門部会と住民から提案されたものをもとに幹事会において調整する。



**(6) 記念事業の実施体制**

プレ事業の実施については、各所管課で対応するものとし、2市2町間で類似する事業や統合して実施した方がより効果的な事業については、それぞれに協議し、実施するものとする。

市が主体となって実施する事業については、各担当課が中心に実施し、市以外の団体が実施する事業については、市の協賛事業として各団体が実施する。ただし、複合したイベント等については、実行委員会を編成し実施する。



**(7) 記念事業の推進スケジュール（検討作業フロー）**

時期	一般(市民・団体等)	協議会事務局 (計画班)	企画部会 企画分科会	専門部会 (担当課)	財務部会 (財政担当課)	幹事会
平成16年						
2月下旬		所管事業募集要領(案)等の作成				基本方針の決定 作業開始指示
3月上旬			募集要領等(案)の 検			
3月上旬		所管事業(案)の募集 (事業計画書提出依頼)		所管事業の抽出・ 事業計画書の作成		
				各種団体 と協議		
				各市町内で協議		
3月下旬				【第1次調査】 事業計画書(6月補正 分・プレ事業)の提出		
	第1次調査分の 取りまとめ		第1次調査分(6月 補正対応)の検			第1次調査分(6月 補正対応)の調整
4月~5月		一般公募要項等 (案)の作成	公募要項等(案)の 検		6月補正 予算対応	公募要項等の 調整・決定
5月~6月						
6月上旬		一般公募 (広報、HPなど)				
~6月下旬	提案	記念事業(案)の 取りまとめ		【第2次調査】 事業計画書の提出		6月補正予算対応
				一般公募提案分の 実施の可否を検		
~7月中旬					予算との整合	
7月~8月		記念事業(最終案)の 作	記念事業(最終案)の 検			記念事業の調整 (仮)決定
8月~9月		協議会会長・副会長 決裁・協議会へ報告				
					暫定・本予算対応	
9月~10月		記念事業の公表		プレ事業実施		
併						
11月~12月					暫定・本予算対応	
随時		記念事業実施・参加		記念事業実施		

## 基本方針策定にあたっての基本的な考え方(基本方針付属資料)

### 1. メインイベントについて

基本的には、イベント全体を通して核となるメインイベントを設定し、全体像の検討を進める。

### 2. プレ事業について

基本的にプレ事業は、既存事業に冠を付けた事業とし、新規事業については想定しない。

### 3. 住民参画について

記念事業の検討及び実施に際しては、住民提案を取り入れ、住民との協働という考え方で進める。

### 4. 新首長の意向の反映について

新首長の意向を一定取り入れることを想定して進める。

### 5. 補助金の活用について

記念事業をスムーズに実施するための手法として、実施団体に対しての補助金システムを活用する。

### 6. 専門業者への委託について

メインイベントの検討にあたっては、委託も視野に入れた考え方で検討を進める

## 2 新『西条市』合併記念事業（プレ事業）計画書

### (1) ソフト事業

事業名	実施場所	実施主体	事業内容	実施時期	工期	
					着手	完成
合併記念 グラウンド・ゴルフ大会 inこまつ	小松中央公園 グラウンド・ゴルフ場	小松町	四国初の認定コースでのグラウンド・ゴルフを2市2町の住民が共に競技することで、新市としての一体感を醸成するとともに、更なる友好を深める。	平成16年9月		
(仮称) 鉄道の風雲児・十河信二フォーラム	西条市総合文化会館	西条市	学識経験者等を招聘しての、十河氏の功績等をテーマとした基調講演やパネルディスカッション、会場内外における、十河氏の遺品及び四国の鉄道史に関する記録写真等の展示を行うものとする。	平成16年10月		
中村絃子&オーケストラ・アンサンブル金沢演奏会	西条市総合文化会館	西条市	世界的なピアニスト中村絃子と日本芸術院会員で日本を代表する指揮者岩城宏之を音楽監督とするオーケストラ・アンサンブル金沢による演奏会。演奏曲(予定)ベートーヴェン「皇帝」ほか	平成16年10月		
森山良子コンサート	西条市総合文化会館	西条市	透明感のある歌声と歌唱力で名実ともに日本のトップシンガーである森山良子のコンサート	平成16年10月		
第16回全国生涯学習フェスティバル拠点開発市実施事業 市民大学卒業式・卒業記念文化講演会開催事業	西条市総合文化会館	西条市	これまで西条市で実施してきた文化講演会の内容と同程度の内容で実施する(詳細未定)。	平成16年10月		
第16回全国生涯学習フェスティバル拠点開発市実施事業 21世紀を担う子育てフォーラム開催事業	西条市総合文化会館	西条市	2市2町のPTAを対象に、子育てに関するフォーラムを開催する。フォーラムの構成は、基調講演とパネルディスカッションとする。なお、子育てに関心のある一般の方の参加も受け入れる。	平成16年10月		
合併記念 東予市レクリエーション大会	東予市運動公園	東予市体育協会	これまで主として東予市民を参加対象としてきた同大会について、対象者を新市全域に拡大して実施する(各種レクリエーション的スポーツ大会(13種目程度)グラウンドゴルフ、レクパレー、ネイチャーゲーム、縄跳び、サッカー、タイムトライアル、チャレンジゲーム、スリーオンズリー等)。	平成16年10月		
合併記念 少年スポーツ大会	丹原総合公園 多目的広場ほか	丹原町	これまで丹原町で実施してきたスポ少秋季ソフトボール大会・ミニバスケットボール大会の内容と同程度の内容で実施する。参加対象者は丹原町スポーツ少年団(ソフトボール、ミニバスケットボール)のほか、西条市、東予市、小松町のスポーツ少年団(ソフトボール・ミニバスケットボール)など。	平成16年10月		
合併記念 生涯学習フェスティバル チャレンジ・ザ・ウォーク2004	ひうち陸上競技場を発着点とする現西条市内一円	西条市	合併を記念して、テーマごとに設定したウォーキングコースを歩き、現西条市内の名所旧跡を巡ることで、新市をよく知ってもらうとともに、広くPRする。	平成16年10月		

注1) プレ事業[ソフト事業]は、平成16年度当初に各市町で実施が予定されていた事業をベースに『合併記念』として実施するものです。

注2) 事業名及び事業内容等は、事業の実施までに変更する場合があります。

### (2) ハード事業

事業名	事業内容	事業箇所	成果品の内容	工期	
				着手	完成
合併啓発ポスター作成事業	合併啓発ポスターの作成 ・作成期間 3ヶ月間(6月~8月) ・掲示時期 平成16年9月(合併記念事業(プレ事業))開始時期より掲示	ポスター掲示場所 2市2町内の集会所、公共施設、小中高等学校、郵便局、金融機関、JA、その他中国四国近畿の市町村、JR等	ポスター 1,250枚	平成16年5月	平成16年8月
合併啓発看板・横断幕作成事業	合併啓発看板の作成 ・作成期間 2ヶ月間 ・掲示時期 平成16年9月1日から 合併啓発横断幕の作成 ・作成期間 2ヶ月間 ・掲示時期 平成16年10月1日から	啓発看板掲示場所 2市2町の本庁へ掲示 横断幕掲示場所 2市2町の市町道、公民館等へ設置	啓発看板 4枚 横断幕 18枚	平成16年7月	平成16年8月
エコーはがき作成事業	合併啓発を目的としたエコーはがきの作成 ・作成期間 4ヶ月間 ・販売時期 平成16年11月1日から ・新市買取 5千枚 合併記念式典、新市の担当課周知用等	ハガキの販売 2市2町内の郵便局で販売	エコーはがき 10万枚	平成16年6月	平成16年10月

### 3 新『西条市』合併記念事業アイデア募集結果

#### (1) アイデア募集結果概要

募集期間

平成16年6月1日(木)～6月30日(水)

応募総数

206件

	種 類	応募数
応募 アイ デア 種 類 別 応 募 件 数 ( 内 訳 )	祭り(一般)・フェスティバル	37
	運動会・スポーツ全般	23
	特産品PR・地域資源発掘	17
	花火大会	16
	文化・芸能披露	13
	市内めぐり	12
	クイズ・ゲーム全般	11
	音楽・コンサート・ライブ	10
	もち投げ	7
	だんじり祭り	7
	記念式典アトラクション	6
	テレビ番組招致	5
	文化財・郷土資料展示	4
	シンポジウム・講演会	4
	ミス・コンテスト	2
	新市のイメージづくり	2
	早食い・大食い大会	2
	マップ(地図)製作	2
顕彰事業	2	
旧市町の歴史紹介	2	
その他	22	
	計	206

周知方法

合併協議会だより及び合併協議会ホームページ、並びに2市2町各広報紙により周知

その他、2市2町の各公共施設へ啓発ポスター掲示

募集チラシ配布先

- ・2市2町全世帯(合併協議会だより)
- ・2市2町の各公共施設
- ・2市2町の各小学校・中学校・高等学校
- ・2市2町の各郵便局、金融機関、JA窓口

#### (2) アイデア応募結果一覧表

1	(祝)新西条市大漁祭り	52	祭り(ゲーム・ライブ)
2	明日の西条を語る市民シンポジウム	53	合併フェスティバル!
3	人間大文字	54	MUSIC FESTIVAL
4	新西条市民祭り	55	コンサート開催
5	ジュニアのど自慢in西条市	56	のど自慢大会
6	ベートーベン第九交響(合唱)	57	バザー
7	ホリスティックヘルスフェスティバル	58	現金わしづかみ
8	開運なんでも鑑定団	59	西条市・東予市・丹原町・小松町の歴史を知ろう
9	女子十二楽坊	60	じゃんけん大会
10	合併記念フリーマーケット	61	もち投げ
11	新西条温泉巡り	62	花火
12	ライブであつくりたいイベント	63	〇×クイズ大会
13	西条市観光ツアー	64	おもち投げ
14	西条市サマーフェスティバル	65	ピクルスの早食い24
15	旧2市2町を結ぶ駅伝大会	66	あたってくだけで現金つかめ
16	手作り風を天高く上げよう!	67	タイムカプセルを作ろう
17	西条市指定文化財展	68	広がれ友達の愛の種
18	新市のたん生生日会	69	介護用タクシー
19	ディズニーキャラクターイベント	70	みんなで力を合わせよう
20	新・西条市弁当・定食	71	NEW★SaijoFestival(ニュー・サイジョウフェスティバル)
21	新西条市ふれあい大運動会	72	新「西条市」市民全員参加 夢ふくらむ、ラッキー抽選会
22	まちを描く絵画展	73	ガイドバスツアー
23	西条夏のHOTLIVE(ホットライブ)	74	新西条市さき酒大会
24	仮装行列ほか	75	新西条市ウルトラクイズ
25	うちぬき小町(ミス・コンテスト)	76	これが西日本一
26	新西条市のキャラクターづくり	77	西条の輝く宝を訪ねるバスツアー
27	合併記念・老若男女フットサル大会	78	小学生学年別将棋大会
28	新「西条市」クイズラリー	79	郷土愛の涵養
29	4つの役所回り	80	新「西条市」・健康ふれ愛フェスティバル
30	新西条市合併記念舞踊大会	81	新市一周聖火リレー
31	市民大もち投げ大会	82	伊予西条市うち抜き名水祭り
32	新市誕生だんじりかきくらべ	83	新西条市風景(風物)絵画展
33	学者・愛媛県知事、著作権のキーワードを語る	84	新西条市マップ ー大きくなった市を知ろうー
34	キャンプファイヤー	85	ミニ移動博物館
35	おもちなげ	86	西条〇景選定の募集
36	現金大好きな子、集まれ~!!	87	QSLカード発行事業
37	球技大会	88	スタンプラリー
38	運動会	89	新「西条市」史跡・文化財めぐり
39	ドミノ倒しなど	90	新「西条市」文化財展
40	マラソン大会、運動会	91	新市を知る会
41	パワフル2004	92	新市内各小学校、中学校、高校等によるスポーツ大会
42	大食い大会	93	新西条市発足記念川柳大会
43	もちひろい	94	はじけるや SAIJO
44	西条市サマーロックフェスティバル	95	綱引き大会
45	宝くじ(発行)	96	NHK『のど自慢』の招致
46	バンドのライブ	97	新西条市巡回路線バスの運行
47	祭り	98	JR伊予西条、今治間普通便の増便
48	Soccer(サッカー)	99	新西条市各駅停車 探訪の旅
49	おもちなげ西条and東予限定まつり	100	中萩～伊予桜井間JR一日フリーきっぷ
50	ワイワイ☆祭りだぜ	101	巡回駅前日曜市の開催
51	西条市・東予市・丹原町・小松町の歴史を知ろう	102	みんなが審査員『駅弁』大会

103	新西条市の『お菓子』品評展示即売会	154	花火大会
104	西条市産業祭のパート2、3、4の開催	155	花火大会
105	東予短歌大会	156	新「西条市」花火大会
106	西条市少年少女文芸大会	157	夏祭り
107	西条市民俳句大会	158	くじびき
108	西条市民川柳大会	159	もちなげ大会
109	西条市民短歌大会	160	みんなで歩こうウォークラリー
110	石樽千亦・森田義郎記念短歌大会	161	初夏祭り
111	新西条市の先覚者伝の編集	162	新西条市「花火大会」
112	新西条市の郷土の資料の収集展示会	163	花火
113	新西条市公共施設88ヶ所めぐり	164	夏まつり
114	クイズの回答の募集 1	165	新「西条市」フォークダンス大会
115	クイズの回答の募集 2	166	花火大会、名水まつり
116	新西条市のよいとこ、よいとこ400選	167	新西条市「花火大会」
117	新西条市広域マップの作製	168	新「西条市」記念花火大会
118	新西条市発足記念式典の招待者	169	新西条市「花火大会」
119	新西条の祭	170	新「西条市」花火大会
120	四小都祭り	171	ラグビー大会
121	新生西条市合併記念大産業祭	172	祭り
122	手すき和紙に関するPRイベント	173	紙風船をとばす
123	新「西条市」誕生 道前の炎をひとつに	174	花火大会
124	巨大スクリーンを使用した屋外での映画上映	175	近藤篤山生誕( )年祭(小松町)
125	マスコットキャラクター、出身者の芸能人からアピール	176	げいのう人学校くるくる祭り
126	西条市長杯リトルリーグ野球大会	177	「合併記念花火大会」
127	西条市長杯シニアリーグ野球大会	178	西条祭り
128	元気を出そうよ商店街祭り	179	第1回西条市レクリエーションバレーボール大会
129	『水からの伝言』講演会「水の都西条」からの発信(仮称)	180	八堂山の照明を浮かび上がらせる
130	おもちゃの病院	181	児童せいと作品展
131	飛行船	182	きざえもんまつり
132	合併記念ライブin Saijo!!!!	183	きざえもんだいこ
133	“友情交流スポーツ大会”	184	きざえもんまつり
134	商品券を配る	185	きざえもん祭り
135	西条小町はだれだ?!	186	きざえもん祭り
136	聖火リレー	187	きざえもん祭
137	スポーツ交流大会	188	きざえもんまつり
138	駅伝	189	楽しいきざえもん祭り
139	これからの新「西条市」について	190	きざえもん祭り
140	巨大花火	191	たのしいな、きざえもんまつり
141	新「西条市」名所めぐり	192	楽しいな きざえもんパーティー
142	地区別運動会	193	楽しいな きざえもんパーティー
143	西条の最上フェスティバル	194	きざえもんまつり
144	新「西条市」合併記念クイズ大会	195	たぬきまつり
145	花火大会	196	西条市楽しいきざえもん祭り!!
146	特大そうめん流し!	197	たのしみな、きざえもんまつり
147	新「西条市」の味	198	楽しいな きざえもんまつり
148	西条誕生祭～新たな歴史が今、ここから始まる～	199	きざえもんまつり
149	新「西条市」スポーツ大会	200	きざえもんだぬき大会
150	市民運動会	201	楽しいきざえもん祭り
151	花火大会	202	キザエモン祭り
152	新「西条市」合併記念釣り大会	203	きざえもん祭り
153	NHKのど自慢	204	祝☆新西条!!たぬき
		205	きざえもんまつり
		206	山を守ろう、豊かな山にしよう!

資料1 [ アイデア募集要領 ]

**新「西条市」合併記念事業アイデア募集要領**

1. 趣旨

「新「西条市」合併記念事業実施に関する基本方針」(以下、「基本方針」という。)に基づく合併記念事業の実施にあたり、広くそのアイデアを募集することにより、新市の誕生をアピールするとともに、住民の記念事業への自主的な参加を促進する。

2. 募集対象事業

(1) 募集の対象とする事業(以下、「対象事業」という。)は、その趣旨及び目的等が基本方針に沿う事業とし、実施主体は問わない。ただし、次に該当する事業は除く。

公序良俗に反するもの  
政治的若しくは、宗教的目的をもつもの  
営利又は売名を目的とするもの

(2) 対象事業の実施期間は、平成16年11月1日から平成17年10月31日までの間とする。

3. 募集期間等

(1) 募集の期間は、平成16年6月1日から6月30日までの間とする。

(2) 募集の方法は、西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会(以下、「合併協議会」という。)及び西条市・東予市・丹原町・小松町(以下、「2市2町」という。)のホームページ、広報紙等を通じた公募とする。

4. 応募者の要件

応募者の要件については、個人、法人、年齢、所在等制限は設けない。

5. 応募の方法

(1) 応募は、別に定める応募用紙によるものとする。ただし、独自の様式によるものや各事項に未記載がある応募であっても、事業内容が有効なものは排除しない。

(2) 応募は、ファックス、電子メール、郵便又は持参のいずれかにより、合併協議会へ提出するものとする。

ただし、持参の場合は、2市2町の本庁、支所(出張所)又は各地区公民館でも受け付けるものとする。

(3) 応募数は、応募用紙1枚につき1点とする。ただし、同一人の複数応募は可とする。

6. アイデアの取扱い

(1) 応募の結果については、広報紙等で公表する。

(2) 提案されたアイデアに関する一切の権利は、合併協議会に帰属する。

# 新『西条市』

## ♪ 合併記念イベント大募集 ♪




「こんなイベントをして欲しい!」、「あんなイベントがしたい!」、「こんなものをつくって欲しい!」など、どんなものでもいいよ。どしどし提案してね!!

- 募集対象事業**
  - (1) 新市の誕生を市民が共に祝い、喜びを分かちあえる機会となるもの
  - (2) 旧市町の歴史や豊かな自然、特性等を新市のもので再認識する機会となり、未来のまちづくりにつながるもの
  - (3) 人と人、地域と地域の連携交流を深めるとともに、新市としての一体感づくりとなるもの
  - (4) 新市の誕生を市内外に広くアピールし、イメージアップにつながるもの
  - (5) 新市の魅力あるまちづくりを実現するための課題やテーマを考える機会となるもの
- 対象事業の実施期間** 平成16年11月1日から平成17年10月31日まで
- 募集期間** **平成16年6月1日から6月30日まで**
- 応募者の要件** どなたでも応募できます。
- 応募の方法**
  - (1) 裏面の応募用紙をご利用ください(独自の様式も可)
  - (2) ファックス、電子メール、郵便又は持参のいずれかによります。
  - (3) 応募数は、応募用紙1枚につき1点(同一人の複数応募は可)
  - (4) 応募先  
〒793-0023  
西条市明屋敷60番地 西条市市民会館  
西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会事務局  
FAX: 0897-58-2778  
メールアドレス: gappeikyougikai@city.saijo.ehime.jp  
持参の場合は、西条市(企画調整課)、東予市(企画広報課)、丹原町(総務課)、小松町(総務課)、各市町の支所・出張所、各地区公民館でも可
- アイデアの取り扱い** 提案されたアイデアに関する一切の権利は、西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会に帰属します(いただいたアイデアは実施までに変更を加える場合があります)




企業、各種団体等が記念イベント等を実施するにあたり、「共催・後援・協賛」を希望される場合は、別途お問い合わせください。

【問合せ先】  
西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会  
電話: 0897-58-2735

**裏面が応募用紙になっています。**

### 新『西条市』合併記念事業アイデア応募用紙

住所	
氏名	
電話番号 <small>差し支えなければご記入下さい</small>	
イベントの名称	
イベントの内容	
実施主体 <small>(イベントを行う組織)</small>	新『西条市』 ・ 市以外 ( )
参加者	
実施時期	
実施場所	
その他	

愛媛県下の市章の選定状況

合併協議会名	新市町村名	合併期日(予定)	慣行の取扱調整方針	備考
かみうけな合併協議会	久万高原町	H16.8	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 町章、町民憲章、町の花・木・鳥、歌等については、新町へ移行後、速やかに調整することとする。</li> <li>2 宣言については、新町において内容を検討し、新たな宣言をおこなうこととする。</li> <li>3 その他必要な慣行の取り扱いについては、新町において調整することとする。</li> </ol>	 <p>中心のオレンジのは、人・里・大地を表現し、緑の森と青は清らかな水。全体イメージとしては、森と水の自然が中心円に向かって人・差と・大地を抱きかかえるように結ばれるシンプルさを表している。</p>
重信町川内町合併協議会	東温市	H16.9	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 市章、市民憲章、市木、市花、市歌については、新市において新たに定める。</li> <li>2 表章規定については、新市において新たに定める。</li> </ol>	 <p>『と』をデザイン化。躍動する人をイメージしています。赤い丸は夢を育む情熱のまち、青色・緑色は豊かな自然を表わし、二重に重なる構成は二町合併を意味する。未来に躍進する“夢創造都市”東温市を象徴します。</p>
南宇和合併協議会	愛南町	H16.10	<p>新町において調整する。ただし、名誉町民等については、すでに各町において功績を称えるため、その称号を贈っていることから、合併時に調整する。</p>	 <p>イニシャル「a」と「i」(ai・・・愛)を組み合わせ図案化。宇和海の波と新生・愛南町の未来に飛躍するエネルギーを表し、主役である住民の活力と和(輪)の広がりを表現しています。</p>
上島合併協議会	上島町	H16.10	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 町章、町の木、町の花等の象徴的事項については、新町において、調整する。</li> <li>2 町民憲章及び町の宣言については、新町において調整する。</li> <li>3 表章、名誉町民、慣行行事等については、4ヶ町村の実情を尊重し、新町において調整する。</li> </ol>	
内子町・五十崎町・小田町合併協議会	内子町	H17.1	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 町章については、合併までに公募により制定するものとする。</li> <li>2 町民憲章・町の花・木等については、合併後制定するものとする。</li> <li>3 まちづくりキャッチフレーズ等については、総合計画の策定と併せて新たに制定するものとする。</li> <li>4 町の歌については、合併後必要に応じて制作するものとする。旧町の歌は、そのまま存続するものとする。</li> <li>5 宣言については、合併後新たに制定するものとする。</li> <li>6 名誉町民制度については、すでに両町において功績を称えるため、その称号を贈っていることから、新町の名誉町民として引き継ぐものとし、待遇及び特典等については、合併時に調整するものとする。</li> <li>7 表章については、合併時に調整するものとする。</li> <li>8 慣行行事・イベント等については、原則として現行のとおりとするが、合併後調整するものとする。</li> </ol>	 <p>水色の3本線で小田川を表現し、エコロジータウン内子にちなみ、黄色い丸を太陽、みどりの部分で植物を表しており、全体で内子町の頭文字「U」を形取っています。</p>
今治市及び越智郡11か町村合併協議会	今治市	H17.1	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 市町村章、市町村旗の取扱 新市発足までに新たに定める。</li> <li>2 市町村民憲章の取扱 新市において新たに定める。</li> <li>3 市の花、木等の取扱 新市において新たに定める。</li> <li>4 各種宣言の取扱 新市において新たに宣言する。</li> <li>5 市町村の行事 各市町村の行事については、新市の一体性の確保と地域の実情を尊重しながら調整に努める。市町村の類似する行事については、新市において調整する。 市町村単独の行事については、現行のまま新市に引き継ぐ。但し、イベントの内容によっては統合も検討するとともに、住民や地域が主体となった企画運営ができるよう調整に努める。</li> </ol>	<p>応募期間 H16.7.1~H16.9.10 第2次選考を経て合併協議会で決定 平成17年1月16日 市章制定</p>
大洲喜多合併協議会	大洲市	H17.1	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 市章については、現大洲市の市章を引き継ぎ、必要に応じて新市において新たに定める。</li> <li>2 市の花、木等については、新市において定める。</li> <li>3 市民憲章については、新市において定める。</li> <li>4 各種の宣言については、新市において調整する。</li> <li>5 市のシンボルマークについては、必要に応じて新市において定める。</li> </ol>	 <p>江戸時代の大洲藩加藤家の家紋(蛇の目)を基に図案化したものです。青色は清らかな肱川の流れ、人々の知的で澄んだ心を表しています。平成6年に市制施行40周年を記念して制定しました。</p>

合併協議会名	新市町村名	合併期日(予定)	慣行の取扱調整方針	備考
砥部町・広田村合併協議会	砥部町	H17.1	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 町章については、合併時までに公募等により制定する。</li> <li>2 町民憲章については、合併時までに公募等により制定する。</li> <li>3 町の花・木については、合併後新たに制定する。</li> <li>4 町のキャッチフレーズは、合併時までに公募等により制定する。</li> <li>5 宣言・議決については、合併後新たに制定する。</li> <li>6 町の歌については、合併後必要に応じて制作する。旧町村の歌はそのまま存続するものとする。</li> <li>7 名誉町民については、すでにその功績をたたえるためその称号を贈っていることから、新町の名誉町民として引き継ぐものとし、接遇及び特典については、砥部町の例により調整する。</li> <li>8 表彰については、合併時に新たに表彰に関する制度を制定する。</li> </ol>	<p>応募期間 H16.6.1～H16.7.31 第2次選考を経て合併協議会で決定</p>
広見町・日吉村合併協議会	鬼北町	H17.1	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 町章、町花及び町木は、合併までに公募により選定するものとする。</li> <li>2 町民憲章、宣言、シンボルマーク、キャッチフレーズ、町歌等は、合併後新町で定めるものとする。</li> <li>3 名誉町民制度は合併時に調整する。現名誉町村民については、既に各町村において功績を讃えるため、その称号を贈っていることから、現行のまま新町に引き継ぐ。ただし、待遇及び特典については合併時に調整するものとする。</li> </ol>	<p>応募期間 H16.6.15～H16.7.31 新町町章候補選定小委員会で候補を選定し、合併協議会で決定</p>
八幡浜市・保内町合併協議会	八幡浜市	H17.3	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 市章については、新市発足までに定める。</li> <li>2 市の花、市の木及び市のキャッチフレーズ等については、新市において定める。</li> <li>3 市民憲章については、新市において制定する。</li> <li>4 都市宣言については、新市において制定する。</li> <li>5 表彰及び名誉市民については、新市において調整する。</li> </ol>	
伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会	伊方町	H17.3	町章、花、木、憲章等については、合併後、新町において検討委員会を設置し検討する。	
伊予市・中山町・双海町合併協議会	伊予市	H17.3	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 市章については、新市において速やかに制定する。</li> <li>2 市の花、市の木については、新市において必要に応じて制定する。</li> <li>3 シンボルマークについては、新市において必要に応じて制定する。</li> <li>4 キャッチフレーズについては、新市において必要に応じて制定する。</li> <li>5 市民憲章については、新市において必要に応じて制定する。</li> <li>6 表彰については、新市において制度を制定する。</li> <li>7 宣言については、新市において必要に応じて制定する。</li> </ol>	
松山市・北条市・中島町合併協議会	松山市	H17.1	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 市章については、松山市の市章に統一する。</li> <li>2 市の花については、松山市の「つばき」とする。 北条市の花「えひめあやめ」及び中島町の花「みかんの花」は、それぞれ北条市域及び中島町域において伝承する。</li> <li>3 市の木については、松山市は制定しない。 北条市の木「くすのき」及び中島町の木「松」はそれぞれ北条市域及び中島町域で伝承する。</li> </ol>	 <p>松と山を図案化して「松山」を表現したもので、松山市出身の画家、下村為山の考案。 明治44年4月7日制定</p>
西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会	西条市	H16.11	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 市章については、合併後新たに定める。</li> <li>2 市民憲章については、合併後新たに定める。</li> <li>3 市の木、花については合併後新たに定める。市の鳥、色については、合併後必要に応じて定める。</li> <li>4 市の歌については、合併後必要に応じて定める。従前の音頭等については、地域の愛唱歌として伝承していく。</li> <li>5 都市宣言等については、合併後調整する。</li> </ol>	

合併協議会名	新市町村名	合併期日(予定)	慣行の取扱調整方針	備考
	四国中央市	H16.4	<p>市町村章の取扱い 市章については、新市名の決定後、新市発足までに選定し、新市において告示する。</p> <p>市の花、木、鳥の取扱い 市の花、木、鳥については、新市において新たに定める。</p> <p>市民憲章の取扱い 市民憲章については、新市において新たに定める。</p> <p>都市宣言の取扱い 非核平和都市宣言、交通安全都市宣言、人権尊重都市宣言については、新市において宣言文を統一し都市宣言を行う。 その他の都市宣言については新市において調整する。</p> <p>祭り等 祭り等については、新市において地域性を尊重しながら、統一できるものについては逐次調整する。</p> <p>友好都市の取扱い 川之江市において宣城市と交わっている友好都市協定については、新市においてもこれを継承する。</p>	 <p>全体のイメージは、四国中央都市を目指す人の躍動感と人柄の持つ優しさや暖かさ、高速網の中心的存在を現しています。左右の2本のラインは四国中央市の「S」の字を発展させ、左のブルーの部分は「うみ」、右のグリーンの部分は「やま」、中央のオレンジの部分は「まち」をテーマに「活力と情熱」を現しています。</p>
	西予市	H16.4	<ol style="list-style-type: none"> <li>市章については、合併後公募により制定する。</li> <li>市民憲章・市の花・木・鳥等については、合併後制定する。</li> <li>まちづくりのシンボルマークについては、合併後新たに策定するものとし、現存のものは使用を含めて検討する。まちづくりキャッチフレーズ等については、総合計画の策定と併せて新たに制定する。</li> <li>宣言については、合併後新たに制定する。</li> <li>市の歌については、合併後必要に応じて制作する。旧町の歌はそのまま存続するものとする。</li> <li>名誉市民制度については、合併時に制定する。ただし、名誉町民については、すでに各町において功績を称えるため、その称号を贈っていることから、待遇及び特典等については、合併時に調整する。</li> <li>表彰については、合併後速やかに制度化を図る。</li> <li>慣行行事・イベントについては、原則として現行のとおりとするが、合併後調整する。</li> </ol>	<p>応募期間 H16.7.20～H16.8.31 第3次選考を経て、西予市市章選定委員会で候補作品を1点に絞り、市長へ報告 12月下旬に告示の予定</p> <p>7月8日に第一回の委員会を開催。</p>

市章図案選定スケジュール(案)

時期	合併協議会事務局	選定委員会	合併協議会
上			
8月 中	チラシ配布他 (新聞折り込み、各官公署、学校等に設置)		
下	公募期間(8月20日～9月21日)		第16回合併協議会(8月25日) 市章図案選定委員会設置規程案
上	各市町広報誌、合併協議会だより掲載		
9月 中	公募締め切り(9月21日)		
下	他市町村章との類似作品のチェック デザインの補作修正	第1回市章図案選定委員会(9月27日予定) (応募結果報告、第1次選定)	
上			
10月 中		第2回市章図案選定委員会(10月12日予定) (第2次選定)	合併協議会(10月18日予定) 市章図案最終選定
下			
上			
11月 中			
下			

平成16年度

## 市章募集要項先例地事例

新市町名	公募期間	応募方法	選定基準	賞金等	選定小委員会等
久万高原町	31日間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・応募資格は、問わない 1人何点でも可能</li> <li>・A4版白色用紙を縦長で使用し、枠外に天地を明示。</li> <li>・用紙1枚につき1作品</li> <li>・持参又は封書による郵送とする。 (ファックス、電子メールによる応募は不可)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新町の将来像である「ひと・里・森がふれあい ともに輝く 元気なまち」に相応しく地域の特色を表徴した町章</li> <li>・町旗、バッジ等にも使用できるデザイン</li> <li>・用紙の地色を含め4色以内、なお、グラデーション(ぼかし、濃淡)であらわしたものは不可</li> <li>・単色で使用する場合にも配慮のある作品</li> </ul>	最優秀賞 1点 30万円 優秀賞 4点以内 3万円	町歌・町章制定検討委員会7名 ・教育長各町村1名 ・有識者(美術担当教諭等)3名
東温市	59日間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・応募資格は、問わない 1人何点でも可能</li> <li>・応募用紙又は縦横15cmの枠を書いたA4白色用紙を縦長で使用し、枠外に上下を明示</li> <li>・用紙1枚につき1作品</li> <li>・持参又は封書による郵送とし、それら以外(電子メールなど)の方法での応募は不可とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新市の将来像である「水清く人と緑が輝く豊かな夢創造都市」にふさわしい市章</li> <li>・市旗、バッジにも使用できるデザイン</li> <li>・用紙の地色を含め4色以内、なお、グラデーション(ぼかし、濃淡)であらわしたものは不可</li> <li>・単色で表現しても、イメージや安定感が損なわれないもの。</li> <li>・都道府県章や他市町村章及び他商標等と類似しないもの</li> <li>・自作の未発表作品とする。</li> </ul>	最優秀賞 1点 30万円 優秀賞 4点 3万円	新市市章候補選定小委員会委員12名 ・合併協議会委員である議会の議員各町2名 ・学識経験者各町2名 ・有識者(美術担当教諭等)各市町2名
愛南町	62日間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・応募資格は、問わない 1人何点でも可能</li> <li>・応募用紙又は縦横15cmの枠を書いたA4白色用紙を縦長で使用し、枠外に天地を明示</li> <li>・用紙1枚につき1作品</li> <li>・持参又は封書による郵送とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新町の将来像である「ともに夢を語り、育み、創造するまち～主役は住民～」にふさわしい町章</li> <li>・町旗、バッジ等にも使用できるデザイン</li> <li>・用紙の地色を含め4色以内とする。なお、グラデーション(ぼかし、濃淡)であらわしたものは不可</li> <li>・自作の未発表作品</li> </ul>	優秀賞 1点 平成15年10月1日現在の5か町村の人口合計×10円 (292,410円)	新町町章候補選定小委員会委員10名 ・合併協議会委員である議会の議員各町村1名 ・学識経験者各町村1名  専門家として、小中学校の美術担当教諭を各町村1名
上島町	40日間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・応募資格は、問わない 1人何点でも可能</li> <li>・応募用紙又は縦横15cmの枠を書いたA4白色用紙を縦長で使用し、枠外に天地を明示</li> <li>・用紙1枚につき1作品</li> <li>・持参又は封書による郵送とする。それら以外(電子メールなど)の方法での応募は不可とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新町の将来像である「新たな交流による 人も自然も輝くまち・上島」にふさわしい町章</li> <li>・町旗、バッジ等にも使用できるデザイン</li> <li>・用紙の地色を含め4色以内とする。なお、グラデーション(ぼかし、濃淡)であらわしたものは不可</li> <li>・自作の未発表作品</li> </ul>	最優秀賞 1点 30万円 優秀賞 数点 3万円	幹事会において採用作品5点以内を選考し、その中から合併協議会において1点を内定し、新町において決定する。
内子町	61日間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・応募資格は、問わない 1人何点でも可能</li> <li>・指定の応募用紙または縦横15cmの枠を書いたA4白色用紙を縦長で使用</li> <li>・用紙1枚につき1作品</li> <li>・持参又は封書による郵送とする。 (電子メールによる応募は不可)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新内子町のキャッチフレーズ「キラリと光るエコロジータウン内子」の町づくりにふさわしい町章</li> <li>・町旗、バッジ等にも使用できるデザイン</li> <li>・用紙の地色を含め4色以内とする。なお、グラデーション(ぼかし、濃淡)は不可</li> <li>・自作の未発表作品</li> </ul>	最優秀賞 1点 30万円又は内子町の友好都市であるローデンプルグ市(ドイツ)への往復旅行券 副賞 特産品など 優秀賞 4点 5万円 副賞 内子町内有料施設の無料入館券(1年有効)	町章制定検討小委員会委員15名 ・町長及び助役各町1名 ・学識経験者各町4名  アドバイザーとしてデザイナー1名

新市町名	公募期間	応募方法	選定基準	賞金等	選定小委員会等
今治市	72日間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・応募資格は、問わない 1人何点でも可能</li> <li>・応募用紙又は縦横 15cm の枠を書いた A 4 白色用紙を縦長で使用（上下を明示）</li> <li>・用紙 1 枚につき 1 作品</li> <li>・持参又は封書による郵送とする。（ファックス、電子メールによる応募は不可）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新市の将来像である「私たちの手で創る“個性きらめき 感動あふれる 瀬戸のまほろば”」に相応しいデザイン</li> <li>・市旗、バッジ、印刷物にも幅広く使用できるデザイン</li> <li>・用紙の地色を含め 4 色以内とする。なお、グラデーション（ぼかし、濃淡）であらわしたものは不可</li> <li>・自作の未発表作品</li> </ul>	最優秀賞 1点 30万円 優秀賞 4点 3万円 学生の部 入賞 10点 図書券（5,000円相当）	選考委員会 24名 <ul style="list-style-type: none"> <li>・各市町村長 12名</li> <li>・学識経験者各市町村 1名</li> <li>事前選考（12名）</li> <li>・愛媛県繊維産業試験場デザイン室 2名</li> <li>・紋章デザイン協会 2名</li> <li>・今治デザイナーズクラブ 2名</li> <li>・小中高校の美術主任の代表 各1名</li> <li>・合併協議会会長、副会長 3名</li> </ul>
砥部町	61日間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・応募資格は、問わない 1人何点でも可能</li> <li>・応募用紙又は縦横 15cm の枠を書いた A 4 白色用紙を縦長で使用</li> <li>・用紙 1 枚につき 1 作品</li> <li>・持参又は封書による郵送とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新町のイメージに相応すること。</li> <li>・町旗、バッジ等にも使用できるデザイン</li> <li>・用紙の地色を含め 4 色以内とする。なお、グラデーション（ぼかし、濃淡）であらわしたものは不可</li> <li>・自作の未発表作品</li> </ul>	最優秀賞 1点 30万円 優秀賞 3点以内 5万円 参加賞 50名（抽選） とべ温泉「湯砥里館」の入浴回数券（3,500円相当） 参加賞 50名は同時募集のキャッチフレーズの応募者を含む。	事前選考として専門家（小中高校の美術教諭）9名で100点程度を選考し、その後、合併協議会で絞込みを行った後、決定する。
鬼北町	47日間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・応募資格は、問わない 1人何点でも可能</li> <li>・応募用紙又は縦横 15cm の枠を書いた A 4 白色用紙を縦長で使用</li> <li>・用紙 1 枚につき 1 作品</li> <li>・持参又は封書による郵送とする。（ファックス、電子メールによる応募は不可）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新町の将来像である「豊かな自然と人が響きあうまちづくり 森がすくすく、川がいきいき、人が元気」にふさわしい作品</li> <li>・町旗、バッジ等にも使用できるデザイン</li> <li>・用紙の地色を含め 4 色以内とする。なお、グラデーション（ぼかし、濃淡）であらわしたものは不可</li> <li>・自作の未発表作品</li> </ul>	最優秀賞 1点 30万円 優秀賞 4点以内 3万円	新町町章候補選定小委員会委員 8名 <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員の代表（助役、収入役）各町村 1名</li> <li>・合併協議会委員である議会の議員各町村 1名</li> <li>・学識経験者各町村 2名</li> <li>事前選考（9名）</li> <li>・各町村の図工・美術教諭</li> </ul>
四国中央市	61日間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・応募資格は問わない。1人何点でも可能</li> <li>・応募用紙か A 4 白色用紙 15cm×15cm の枠内</li> <li>・自作の未発表作品</li> <li>・用紙の地色を含め 4 色以内、グラデーション不可</li> <li>・市旗、バッジ等にも使用できるデザイン</li> <li>・持参又は封書による郵送（電子メール、ファックスは不可）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新市の将来像である「活力・交流・文化の四国中央都市」に相応しい市章</li> <li>・市旗、バッジ等にも使用できるデザイン</li> <li>・用紙の地色を含め 4 色以内、なお、グラデーションであらわしたものは不可</li> <li>・自作の未発表作品であること</li> </ul>	最優秀賞 1点 30万円 入賞 4点以内 3万円	市章候補選定小委員会 15名 <ul style="list-style-type: none"> <li>・合併特別委員会委員長 4名</li> <li>・助役 4名</li> <li>・学識経験者 4名</li> <li>・専門家 3名（版画家、グラフィックデザイナー等）</li> </ul>
西予市	47日間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・応募資格は問わない。1人何点でも可能</li> <li>・応募用紙又は縦横 15cm の枠を書いた A 4 用紙を縦長で使用</li> <li>・用紙 1 枚につき 1 作品</li> <li>・持参又は封書による郵送とする。（電子メールによる応募は不可）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・西予市のまちづくりの基本理念である「自然と文化と人が輝く交流のまち」に相応しい市章</li> <li>・市旗、バッジ等にも使用できるデザイン</li> <li>・用紙の地色を含め 4 色以内、なお、グラデーションであらわしたものは不可</li> <li>・モノクロでも使用できるもの</li> <li>・自作の未発表作品であること</li> </ul>	最優秀賞 1点 30万円 入賞 4点 2万円	市章選定委員会 14名 <ul style="list-style-type: none"> <li>・旧合併協議会の新市名選定委員会の委員のうち、学識経験者であった者旧町より各1名</li> <li>・中学校の美術教諭旧町より各1名</li> <li>・市議会委員 2名</li> <li>・助役</li> <li>・教育長</li> </ul>